

(第一類 第二号)

法 員 会 議 錄 第 九 号

(二六七)

第一百七十一回国会衆議院

平成二十一年五月八日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長

山本 幸三君

理事

大前 繁雄君

理事

塙崎 恭久君

理事

谷畑 孝君

理事

細川 律夫君

理事

赤池 誠章君

理事

近江屋 信広君

理事

笠川 嘉君

理事

杉浦 正健君

理事

高木 穀君

理事

早川 忠孝君

理事

武藤 容治君

理事

矢野 隆司君

理事

若宮 健嗣君

理事

中井 治君

理事

山田 正彦君

理事

保坂 展人君

理事

法務大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

政府参考人

(警察庁長官官房審議官)

政府参考人

(警察庁刑事局長)

政府参考人

(金融庁総務企画局審議官)

政府参考人

(法務省民事局長)

政府参考人

(法務省水産省大臣官房參事官)

政府参考人

(農林水産省大臣官房參事官)

は本委員会に付託された。

五月七日

国籍法改正に関する意見書(北海道積丹町議会)

(第二二一六号)

国籍法改正に関する意見書(山形市議会)(第二

六一七号)

「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める

意見書(福岡県みやこ町議会)(第二二一八号)

は本委員会に参考送付された。

五月八日

参考人

(在日本大韓民国民団中央)

本部団体涉外事務局長

法務委員会専門員

佐藤 元皓君

治君

治君

鳥井 一平君

鳥

して、被疑者が酒に酔っていたため十分な取り調べもできず、本件公然わいせつ事件の動機、背景なども明らかにならなかつたことから、犯行の動機、背景など、事件の全容を明らかにするために捜索を実施したものでございます。

れている人が酒に酔つて裸になつた、みつともないことがありますし、なかなか酔いもさめなかつたということもあるんですが、こんな事件で家宅捜索をやるのかと僕は思うんですね。しかも、そのことによってマスコミ等全部に知られて、例によつて大報道が繰り返された。僕らは田舎におつて何も知らなかつたから、これは多分、麻薬絡みかななど当然思つたわけで、上京してきてお尋ねしない

○園田政府参考人 一般に、一般論で申します
たら、尿検査をやって、この嫌疑はなかつた。
背景というのは、酒を飲んで裸になつた背景と
いうのは、そんなのはあるんですか。どういうこ
とを考えてこれをやりになるんですか、こうい
う家宅捜索というのは。これがよくわからない。
念のために聞かせてください。

と、公然わいせつの事件の捜査におきましては、
例えば犯行の動機とか背景など、こういうものが
明らかにならない場合がございまして、こういう
ときには事件の全容解明のために、捜索を含め
必要な捜査を尽くすものとの認識をしております。
○中井委員 そうやつてお言いになるのはわから
ないわけではありませんが、ただ、酒を飲んで騒
いだ、まあ公園で全裸になつたというのは異常で
あるといえば異常かもしません。それだけの事
件だと僕らは思いますし、国民も思うんだと思う
んですが、こういつたところは少し異常反応じや
んなかったかとあえて申し上げておきます。

その次に、もう一つお尋ねしたいのは、先月の二十二日に、警視庁と千葉県警の合同捜査本部で、千葉の市長さんを収賄の容疑で逮捕されました。これはこれで結構なことでございますが、テレビ、新聞等で私どもも聞いておりましたら、警視庁は警視庁はと、こう言うんですね。どうして

千葉へ警視庁が出ていくんだと思ひますが、お尋ねをしたところ、合同捜査本部は逮捕日に設置された。

要は、地域を超えても捜査ができるということらしいのですが、地域を超えた捜査というものは、各県各県、県警があるわけですね。警察のスタイルとしては都道府県、こういうことになりますから、当然、事前に十分な打ち合わせ、あるいは相手の検査権といふものを十分顔を立ててやつていくというのが普通ではないか。そ

それを警視庁が乗り出していくというスタイル
それはもう警視庁からすれば当たり前かもしれません
せんが、私自身は少し奇異な感じを受けました。
この点を説明いただきたいと思います。
○米田政府参考人 委員御指摘のとおり、警察
は、それぞれの都道府県の都道府県警察、自治体
警察でございます。ただ、犯罪は広域にまたがる
ことも多いのですから、管轄区域を超えて権限
を行使することができるということになつております。

それで、例えば今回の場合は千葉市長ということで、千葉の公務員でございます。贈賄側が東京都内にいるということござります。それぞれの県警の中とそれぞれ別々に捜査をして、それで合図すればいいんですが、捜査の実務としてなかなかかそうではないかとこらがございまして、やはり最初にその情報をとつたところが、機密の保持に生じてござる、そこへ、その後取扱いの問題

注意をしながら、そして、その辺りとの関係も大事にしながら、それが捜査をすべてやっていくという場合も多いわけでございます。

このような贈収賄事件の場合、過去にも例がござりますけれども、管轄区域がまだがつている場合に、最初に情報をつかんだ県警が他県の被疑者も含めて手をつけることは多いつけども、

合めて立件をすると少しことに多いわけでござります。

の力がござりますので、それを合同させるために
合同検査本部ということも間々ある」とござい
ます。

○中井委員 警察権の及ぶ範囲というのは非常に難しいことだらうと僕は思いますし、都道府県、都道府県のそれぞれの本部という形で、地方警察という名のもとにやつている。また、その地方警察本部の中でも、市町村、市によつていろいろと隣の人との関係やら難しいのがある。しかし、犯罪は極めて流動的で、日本だけやなしに世界をまことにござります。したがつて、この問題は、

く承知をしております。一方、アメリカなんかは、二州にまたがるとFBIが出てくる。FBIと州警察、あるいは郡の保安官事務所と、非常な争いの中で事件の捜査が行われる、こう言われているんですね。

いわけではない。しかし、そういうことを含めて、日本の警察のシステムがうまく機能していくところ、警視庁というの是非常に力が強いから、周東正刀、斎藤晃子主導、こう、うどへ、少し

ら
陽東辺り
舊村戸主導
こへしん形でしかね
る。また、プライドを持つてゐる、これもよく承
知をしていてます。しかし、日本じゅう本当にそう
うまくいくのか。

者道府県を越えた警察の捜査のあり方、追糸網のあり方と、いうのは、僕はいつもちょっと頼りないような感じを抱くんですね。そういう点について何かお考えがあるか。本当に、名古屋なら名

古屋管区の警察というのがそういう調整能力とうのをちゃんと東海地区で果たしているかとか、そういうことについて僕は疑問に思っているんです。そこで今からお話をばらばらしちゃう

○米田政府参考人 確かに、委員おっしゃいますとおり、都道府県警察でござりますので、この管轄区域をまたがる事案についてどう処理をするか聞かせいただけますか。

ということは、自治体警察である都道府県警察から少しほみ出た広域の活動をするような仕組みを設けております。

中部管区警察局が中部管区内を調整するということもございますけれども、そのような方法でやつております。

これは、いろいろな過去の事案の中で制度改正も行われてまいりまして、例えば都道府県警察の区域の周辺も、かつては数キロでございましたが、最近はかなり広げまして、その間は自由に相互に乗り入れができるというふうにしてみたり、あるいは広域組織犯罪につきましては、これは全国どこでも捜査ができるというような仕組みにし

○中井委員 日本じゅう犯罪者が流動する中で、
警察組織も、固定されたということでなしに、融
通無碍な形で大いにやれる。同時に、警視庁だけ
が融通無碍で、関東の警察が東京へ出てきて捜査
なんて僕は余り聞いたことがない。そういうこと
も含めて、十分な組織の運用のあり方、警察庁が
調整をとるようにならなければなりません。

先月十四日 防衛省の方の教官 インプルの力です
が、強制わいせつ罪に問われていたのが、最高裁
で、三対二ということではありますたけれども、
無罪、こういう判決が出たわけでございます。最
高裁判が、高裁判へ差し戻さずに、無罪だとばつと

やるというのも大変珍しい事件でござります。

同時に、この被告の方は、取り調べの最中から、一審、二審、ずっと無罪を主張されていた、こういう事件でもあり、私どもも、こういうときの被告の方の喜びとか思いというのはどんなものだろうか、こう思つて判決を読ませていただきま

痴漢というのか、こういう事件は非常に難しかった。証人がなかなかいるわけでもないし、物証があるわけでもないし、被害者の方々が訴える、それもかなり強い意思でおやりにならないとなかなか事件にもならないんだと聞いております。そういう意味では、立件、そして起訴というのは大変困難なことがあるうと思いますが、この裁判でどこがまずくて無罪になつたと警察や検察はお考えですか。

○米田政府参考人 委員も御承知のとおり、この事件につきましては、第一審、第二審が有罪判決、そして最高裁で無罪判決が出たわけでございります。

それで、この事件で一番争点になつておりますのが被害者の女性の供述の信用性ということですございまして、もちろん、警察の捜査段階でもさまざまなお角度からそれを検討して、そして立件をして、検察官に送致をいたしました。検察官においてもまた慎重に検討されて、起訴されたといふふうに伺っております。一審、二審ではその信用性が認められ、最高裁ではそれが疑問があるといふことになつたわけでござります。

したがいまして、私どもとしては、この判決を真摯に受けとめて、今後の捜査で、いつも物証がそればいいんですが、必ずしも物証がとれない場合もある、そういう場合、どのような段取りで捜査をしていくかということを改めて検討しなければならないということで、その判決の後、四月二十四日に都道府県の警察の実務担当者を集めまして、現在の捜査の実情あるいは問題点等、さまざまな検討をいたしました。

このような検討を踏まえて、今後より一層に慎

重かつ適切に検査を進めてまいりたいと考えてお

○大野政府参考人 この最高裁判決でござりますけれども、判断の前提いたしまして、この種の事件の困難性を指摘しております。

の証拠であることが多い上、被害者の思い込みその他により被害申告がなされて犯人と特定された場合、その者が有効な防衛を行なうことが容易でないというような特質が認められる、こういうようなことを指摘された上で、被告人に前科前歴がないこと、この種犯行を行うような性向をうかがわせるような事情が見当たらない、あるいは被害者の供述の信用性についてはなお疑いを入れる余地があるということ、全体として、被告の犯行であるというような指摘をしたわけでございます。

○中井委員 先ほど警察の局長は、四月二十四日、会議を開いて、さらに一層慎重な捜査をとお話をいただきました。

裁判に当たりまして、できる限り客観的な証拠の収集に努めるとともに、被害者を含めまして供述の信用性の吟味に努めてきたわけでありますけれども、今回の最高裁の判決で指摘された点といふことも今後さらに十分に踏まえまして、より一層適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

警察におかれましては、平成十七年十一月十四日、「電車内における痴漢事犯の適正捜査推進について」、こういう形で通達をお出しになつていい。それは、先ほど申し上げたように痴漢事犯といふのは非常に難しい、そういう中で無罪判決も幾つか出でている、こういうことに合わせて出された通達だと聞かせていただいております。

そこには、「一般的留意事項」として、「目撃者等の確保」「実況見分等証拠の保全」「被害者及び目撃者等の調書は、具体的な被害の状況等を明らかに」とあります。

にするとともに、供述の裏付け捜査を徹底するこ

と「科学的、合理的な検査を推進すること」、こういうことが書かれております。当然といえば当然のことです。

る。ここら辺は、少しやりにないことだし、せつかく被害者が訴えたことだから事件と、こういうこともあるんでしようが、やはり被疑者の方にも人格があれば社会的地位もあればということだと思います。こういう人のところの家宅捜索をやつて常習犯かどうかとかお調べになられるのなら家宅捜索も意味があると思うんだけども、本当にこういう方の背景、被告の背景というのをきちっとお調べになつた上でおやりになつたのかどうか、ここら辺がどうも疑問が残る。

無罪になられた方も、記者会見等でその無念さや悔しさをやはりぶつけていらっしゃるんですね

ね。これらについてどういうふうに警察としてお感じになるか。あるいは、訴えた方の言葉は十分聞いたけれども、調べられた側の方を本当に調べになつたのか、こちらが僕はちょっとわからなべになつたのか、いなという気がいたします。

○米田政府参考人 平成十七年通達に基づく捜査でございますが、この事件につきましても、この通達に基づいて、目撃者の確保あるいは科学捜査の徹底等々推進をしております。

ただ、捜査については、そのときそのときの事案の内容が異なりますし、また捜査が置かれている状況も異なりまして、必ずしも、やろうとしてすべてがでできる、捜査項目がすべてこなせるというわけではございません。例えば目撃者を捜そうとしても目撃者はいないということが、これは痴

漢の場合、往々にしてござります。その場合、例

れば駅の防犯ビデオ等々で、ある程度被疑者、被害者の動きがわかるということをございまして、そういうふたつのように、必ずしも通達に書いてあることそのものがいつも実現できるとは限りませんけれども、その趣旨を体して捜査をしている。本件についてそのようにやつております。

○大野政府参考人 身柄拘束についてのお尋ねでございました。
確かに……（中井委員）いや、その間、どんなことを調べておったのか」と呼ぶ
ただいま警察庁の方からも答弁がありました。個別に、所要の捜査をするわけでございます。事柄の具体的な活動内容等につきましては、事柄の性質上お答えを差し控えたいと存じますけれども、被疑者の勾留をする、あるいは勾留の延長をするということにつきましては、要件が法律で定められております。検察官がその点につきましていわゆる疎明を行つて、裁判所に勾留あるいは勾留延

○中井委員 僕が申し上げているのは、それは起訴前二十日間は認められるけれども、例えばこういう方が逃亡するといったって逃亡するわけはないよ、証拠隠滅といったって証拠もないような事件ですから、こういう事件で、自供して、自分がやりましたと言う以外は、二十日間全部勾留し続けるというやり方は僕はそろそろお考えになつたでございまます。

方がいいんじゃないかということを申し上げたいと思います。

それは権限で、法律に定まつたことですから結構であります。しかし、それならば、弁護士を立ち会わせて取り調べをするとか、やはり被疑者の人権というもの、あるいは被疑者の言い分といふものはきちつと伝わる捜査というのもやらないと、一方的なことになるんじゃないかな。

刑事局長は個々の事件ですからとおっしゃるけれども、もう最高裁で無罪判決が出ちやつていい

んだから、これ以上進捗しようがないんです。されも、去年の冤罪事件、富山や鹿児島の冤罪事件と同じように、やはり反省材料として検察の中では御検討いただきたいことを申し上げておきます。

もう一つ申し上げたいことは、大阪・枚方の汚職事件で、これまた先月二十八日、何人かの被告の中で副市長だけが無罪判決、こういう言い渡しがございました。きょうが控訴の期限かな、二十九日からだと。対応がこれから、わからない中ですからお答えにくいと思いますが、こんなこともまた珍しいんじゃないかなと僕は思つて、この判断を見させていただきました。

検察は、往々にして特捜なんかは、事件を組み分けた中で自供をとっていくとかよく言われておりますけれども、この副市長さんも、御自分は関係ないということをずっと言い続けられて、そして、しかし市の仕事に弊害があつてはいけないということで辞職をされて裁判をやつた。これまで判決後に、大変悔しい、情けない思いをぶつけていられる。

これから控訴されるかどうかわかりませんが、こういうことをやはりきちんと受けとめられて、先ほどの事件と一緒に、検察のミスとしての実例の中勉強されて、そしてこういうことが起きないよう御努力をいただきたいと思いますが、どうですか。

○大野政府参考人 御指摘の枚方市の副市長による談合事件、これにつきましては、先般無罪判決がございまして、現在まだ、この判決に対する対応については検察の方で検討中であるというふうに承知しております。

したがいまして、法務当局としては、この時点では具体的なこの事件についての御答弁は差し控えさせていただきたいと思うわけでありますけれども、無罪判決が出され、とりわけそれが確定した場合には、やはり検察としてはそうした司法の判断を重く受けとめます。そして、どこに原因があつたんだろうかということを部内できちんと検討いたします。部内の会議でこれを題材として取

り上げる検討会のようなことを行うこともありますし、また、案件によつては、さまざまな種類の部内の会議で取り上げて、反省点を共有するといふようなことをしております。

無罪判決について、この事件についてどうかと申すことは申し上げられないにしましても、先ほど来先生から御指摘のあった無罪判決につきまして、重く受けとめる、それを今後の反省材料として生かしていくこと、具体的に申し上げれば、今申し上げたようなことになるわけでございます。

○中井委員 反省材料としておやりいただくのは、それはそれで任せをして見守りたいと思ひますけれども、常に国会において、大臣でも局長でも、個別の事件には言わなければ言つて、法と証拠に基づいてということを言われる。だけれども、無罪判決が出ると、被告から無罪になられた方々の、新聞社、テレビ等のинтерビューを聞いてみると、全部、無罪と言つても聞いてくれなかつた、そして、どなれた、怒られたということばかりが出てくる。

そういう悔しい思いばかりが一遍に出るんだとは思いますが、しかし、そこら辺の取り調べのあたり方、そして、疑いをかけられた人たちの主張に十分耳を傾けるというやり方、僕は、そのためにはやり自供させて、無理やり罪に入れ込んでいくと二十日間の勾留期限というのはあるんだと。無理に二十日間じやないんだと思うんですね。そこら辺を十分お考えになられることが必要だ、こういう時代でありますから、あえて申し上げておきます。

それから、私ども民主党の小沢代表の秘書の逮捕の事件に終んで、大臣にお尋ねをいたします。大臣は、過般、同僚の山田議員の質問に対し、四時半に刑事局を通じて聞きました、こういふことを言われたわけでございます。別にこだわりませんが、事実関係だけ僕はこの機会に確かめたいと思いますのでお尋ねをいたしますが、総理は、あるいは官房副長官は、参議院の予算委員会

で、夕刊で見た、こういうことを言われているわけがございます。当日、私も夕刊を見てびっくりした覚えがございます。朝日新聞の夕刊でございます。大体、三時五十分ぐらいに夕刊というのは届くわけでございます。

大臣は、当日、夕刊はごらんにならなかつたのですか。

○森国務大臣 その日、私は、喜連川のP.F.I.の刑務所視察を行つております。帰り、ちょうど四時半ごろ、上りの高速道路を走つていて、そこで電話を受けたわけでございます。

それで、要するに、刑事局から、検察からこういう事前の報告があつたということで聞いたのが四時半でございまして、もうちょっと正確に言うと、私は携帯電話のフラッシュニュースというのをいつも使っておりまして、それでもって、ほぼ相前後する時間にフラッシュニュースでそのことを聞き及んだことはあります。

ただ、四時半で、小沢代表の秘書を含む三人をおおむね五時ごろに逮捕するということを聞きました。

○中井委員 内閣官房副長官にも伝えるんです。

○大野政府参考人 官房副長官に連絡をした事実はございません。

○中井委員 承りました。

一つだけ感想を言いますと、森法務大臣、やは

りに御自分でお伝えにならないというのは、僕

は、内閣の法務大臣として、また政党人として、

大したことない事件だとお思いになつたのか、何

だつたんだろうかなと。森さんらしいなどいえば

森さんらしいかもしませんが、少しそんな感想

を持つたということをあえて申し上げたいと思ひます。

かなり時間をとりまして恐縮でございます。

案関連に少し入つていただきたいと思います。

同じように、三月の二十七日に、東京地裁におきまして争われておりました韓国人夫婦、これは不法在留でございます。この方が自分で名乗り出で、そして東京入管に収容された。その中で、特別審理官による口頭審理や、あるいは特別在留の願い等を出されたけれども、東京入国管理局長がこれらを受け付けず、結局、退去強制命令が出される。そういう中で不当だと訴えて、一年余りの

裁判の中で原告が勝訴、国が全面的に敗訴する、

こういう事件があつたわけでございます。

私も、こういう判決というのは初めてでござります。読みましたが、大変立派な判決で、不法残留ということは裏められたことではありませんが、しかし、その中で平穏な社会生活を送り、日本社会にも生活の根をおろして受け入れられている、こういった人たちに対して特別な措置をとるべきであつて、こういう東京入国管理局長の措置は与えられた権限を逸脱しているという判決でございます。訴訟費用は全部国が払いなさいと。私はこれはこのまま確定してしまえばいいじゃないかと大臣にもお願いを申し上げましたが、残念ながら控訴されるわけでございます。

今回、この法律が成立をいたしましたと、施行まで三年ということでございます。そうしますと、この三年間に現在住民登録をされておるけれども不法残留の方、こういった人たちが、登録はできませんから名乗り出る。名乗り出たときにはどうされるのか、片つ端から強制退去になさるのか、こういう問題であります。

かつて、いろいろな委員会で、こういった人たちの個々の事情を十分考えて対応していく、こういうふうに言われて、法務省は個々の状況に応じて対応されてきたやに見ておりましたが、今回の件なんかを強硬におやりになる背景には、やはり不法残留者をなくせという大運動の中につけて、個々の事情をしんしゃくする、こういった情けある姿、こういったものがなくなつてゐる感じないかと僕は心配いたします。

これは、三年間の間に、住民登録はしてあるけれども不法滞在、不法残留している、こういった人たちが名乗つてきたら、いろいろな事情をしんしゃくして、ルールをつくつて、この裁判の一審の判決に見られるようなことを基礎にして、特別在留というのを認めて、日本人社会でやはり安心してお暮らしたいだけるようにしていくべきじゃないかと僕は思ひますが、この点について、法務省の考え方を承ります。

○西川政府参考人 委員お尋ねの件につきまして

は、四月九日に控訴をいたしております。控訴審

において、個別案件について事情を明らかにするべきでありますけれども、一般論で申し上げれば、一審において当方の主張が認められなかつた場合には、判決内容を精査した上で、慎重に検討して控訴するか否かの判断を行つており、委員御指摘の事案につきましても、そのような検討をしたといふことでございます。

それから、在留特別許可に関するでございますが、御案内のとおり、在留特別許可に関するまことにとらえていますけれども、全体的な要素、消極要素、これを総合的に考慮して、もちろん原則として不法滞在の人はお帰りいただくといふのが原則でございますが、中には特別の事情がある場合もございますので、その場合については在留特別許可を認めることがあるということで、個々具体的に対応しているといふところでござい

ます。

○中井委員 裁判においても、今回の事件は消極的理由というのがほとんどなくて、認めるべき積極的理由がこれだけあると見事に書き連ねられているわけですね。今のお答えは、積極的理由、消極的理由を十分勘案して、そして場合によつては認めることがあると。そんなことならガイドラインは要らぬのですよ、場合によつては認めるといふんですから。

日本人社会で受け入れられて、本当に、税金も払つて犯罪も犯さずに當々と働いて、そして夫婦で財産をつくつて日本人まで雇つてゐるといふことを見てやることを含めて、早急に対応をおつくりいただきたい、そして対応を明らかにしていただきたい。

大臣の御答弁は結構ですが、当局でそれがスマートに通るかどうかを僕は心配いたしておりました。そういう意味で、ガイドラインがあるなんといつたって実際はそれを適用しないで、今百七十万おられる外国人の方々を含めてコ

んなざらに潜つてしまつ。今なら、法律が通つてから三年間の間に名乗り出る人がいっぱいいらつ

しゃる。この今裁判になつていてる方も、自分たちで名乗つてこられたんだでしよう。そういうことを含めてお考えになるべきだと僕は思ひますが、森大臣、いかがですか。

確かに、この法案を御審議をお願いいたしますが、なるべく早く御可決いただきたいと思っております。重要なテーマであろうといふに思つております。

今、委員からの御指摘を受けとめまして、今後、公表事案のさらなる追加や在留特別許可に係るガイドラインの内容をいま一度吟味してみたいと思つております。

○中井委員 大臣の御答弁を了といたします。ぜひ温かい目で見てやつていただきたい。

それは、消極的理由のところには、この間のフィリピンの方のようないろいろな違いがあると思うんですね。しかし、その後の経過、こういったものを考えてやる、また、本国へ帰つて本当にその人たちが幸せな生活を送れるのかどうか、そういうことを見てやることを含めて、早急に対応をおつくりいただきたい、そして対応を明らかにしていただきたい。

大臣の御答弁は結構ですが、当局でそれがスマートに通るかどうかを僕は心配いたしておりました。そういう意味で、ガイドラインがあるなんといつたって実際はそれを適用しないで、今百七十万おられる外国人の方々を含めてコ

ンピューター処理をなさつていく、これに約三年かけて切りかえてしまうんだ、こういうお話のよ

うでございますが、これは、人員的あるいは予算的に大変なことになるんだと思うんですが、出入国管理局としては、十分対応できるんですか。

そのためのシステムの構築、それから人員の配置等についても、これから考えなければならない課題は非常に多いわけでございますが、他方、今回の中止で効率化される部分も相当出てきておりますので、効率化される部分の人材等、資源を十分生かしながら、この大きな課題に向かつていくころうというふうに思います。

○中井委員 国は、年間観光客二千万人という目標を立てて、観光客増加お取り組みでございまます、円高やいろいろなことがあって、なかなかそつはいついていないところもあるようですが。しかし、そういうものに合わせて、一番大事な出入国管理、それも、成田初め、できていない。二十四時間の出入国の管理体制というものができないと、到底そんな二千万の人を引き受けられない。

三千数百人の方々で頑張つていらっしゃるのですが、これから定数削減だ何だといつて難しい中をどうやりくりされようとするのか。余裕が出る部分というのがあると言われますがないで余裕が出てくるのか、僕らはよくわかります。コンピューターでやられるということだけなんでしょうが、そこら辺を含めて十分な予算対応やらがなされるのかどうか。

予算について大体どのくらい見込まれているのか、もう少し具体的にお答えください。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

今、法案の審査中でございまして、システムの仕様の決定等はこれから作業ということになりますので、極めて大ざっぱな話ということになり

ますが、在留カードを調製する、作成すると、そのシステムの構築等についておおむね八億円ぐらいはかかるというのが極めて大きっぽな見積もりでございます。それ以外に、調製する機材等の借料が大体年間やはり八億円以上かかるだろう。

もちろん、これ以外に、例えば在留カードの生カードそのものを入手するとか、あるいはコンピューターシステムをさらに改修していくとか、さまざまな作業が要求されるということでござりますので、これについては、公布後三年以内の政令で定める日に施行されるということになつておりますので、この三年間の期間を最大限に生かして準備をしていきたいというふうに考えております。

したがつて、コンピューターの利用というものが最も大きな効率化の手段ということになりますが、業務面につきましても、例えば今回は、再入国について、みなし再入国という制度をとさせていただきました。これは、在留カード等を所持している者については、一年以内の出入りについては再入国許可を必要としない。さらに、特別永住者については、二年以内の出入りについて、有効な旅券を所持してということでござりますけれども、必要がないということで、再入国というのは数が非常に多いということでございまして、その部分については相当削減されるだらうというふうに考えております。

このような余力を使いまして、システムの構築、さらには、新たな在留制度の構築、施行に向かって努力していきたいというふうに考えております。

○中井委員 この在留の新たな制度で、届け出が随分楽になるんだという御説明でございます。所属機関の名称、所在地の変更、消滅または当該機関からの離脱もしくは移籍等は、届け出るということになつてある。これは所属機関も何か届けるんだそうあります。それは随分大変じやないかと申し上げたら、定住者やら永住者やら日本人的配偶者等は除くから、今百七十万人いるう

ちの大体五十万人だ、こういうお話をありました。が、それは間違いないことなのか。

同時に、在留カードなるものは、例えばワーキングホリデーで来られる学生さん、大分人数は減つてきていますが、この六月には台湾との間でワーキングホリデーの協定ができるようでござります。また台湾からもワーキングホリデーの方が入る。このたちは、このカードを持たなきやならないのかどうか。あるいは、転々と働きながら日本を遊んで見物されるわけですから、そのたびに届け出、変えるのかどうか。その点についてお尋ねをします。

○西川政府参考人 まず、所属機関の届け出をする者ということでおぞいますけれども、委員がおおしやりましたとおり、すべての外国人に求めているというわけではございませんで、あくまで所属機関の存在が在留資格の基礎となつてゐる者、その者たちだけについて届け出を求めるということでおぞいます。

今、平成二十年十二月末現在の外国人登録を基礎にして申し上げますと、改正法によつて所属機関等の届け出義務が残る者は五十七万七千八百三十五人、これに対して、改正法により所属機関等の届け出義務がなくなる者、これは今外国人登録において勤め先について登録を求めております三人でござりますので、半数以上の者については、それがなくなる者が六十九万四千八百九十一人でござりますので、半数以上の者については、届け出義務がなくなるということになります。

これは非常ににせものをつくりやすいと僕は思っています。入国して、このカードをもらって、後、住所を自分で勝手に打つちやつて潜つちゃえわからぬじやないかと。身分証を見せろと言はれたときに、入国カードはちゃんと普通のだしわざることであります。一々法務省へ問い合わせるわけじやありません。

また、皆さん方はICチップが入つてゐるからにせものはつくれないと言つてゐるけれども、だれもそれが本物かどうかわからぬから、まるつきりにせものをつくると思うとしたら、実際に簡単にできいくんじやないかと僕は思います。不法残留とかそういう組織的犯罪者とかいうのは、こういうことでにせものをつくるなんというのはあつけるんだそうあります。このように、ある程度の期間本邦に在留する場合には、ワーキングホリデーの、国と国との約定においてワーキングホリデーを実施しておりますが、大体ワーキングホリデーの在留期間は六月から一年の在留期間で決定をしております。このように、ある程度の期間本邦に在留する場合には、ワーキングホリデーで来られる方も住居地を定める場合が多いと考えられますので、原則としては、継続的な情報把握の対象として、在留カードを交付するのが適当とは考えております。

ただ、今委員おっしゃられましたとおり、ワーキングホリデー対象者の中には、住居地を転々とすることがあらかじめ予定されている方も考えられないことではないということで、これらの方々を継続的な情報把握の対象とすることについて、委員の御指摘も踏まえまして、その是非を含めて今後さらに検討していきたいというふうに考えております。

○中井委員 過般、与党の皆さんの御議論を聞いておると、届け出をたびたびなきやならない人たちというのはインターネットやらあるいは郵送で受け付けることを検討する、こういうお答えであつたようですが、それは、市町村に届け出るよりかは入国管理局の方がよっぽど遠いわけでありますから、検討だけじゃなしに、ぜひそういう配慮をなさるよう私の方からも要請をしておきます。

幾つか質問があるんですが、残ります。最後に一つだけ。

これは非常ににせものをつくりやすいと僕は思っています。入国して、このカードをもらって、後、住所を自分で勝手に打つちやつて潜つちゃえわからぬじやないかと。身分証を見せろと言はれたときに、入国カードはちゃんと普通のだしわざることであります。一々法務省へ問い合わせるわけじやありません。

それから、ワーキングホリデーについてのお尋ねがございましたが、現在、日本国とほかの国との、国と国との約定においてワーキングホリデーを実施しておりますが、大体ワーキングホリデーの在留期間は六月から一年の在留期間で決定をしております。このように、ある程度の期間本邦に在留する場合には、ワーキングホリデーで来られる方がございますが、その土地の処理等を議題と登記所備えつけ地図の作成作業が実施できる環境を整備していく、その構築のために適切に対応してまいりたいと考えております。本年五月中にも、住吉自治会で地番整理協議会という団体が発足しておりますが、そこと連携協議をとりつつ、登記所備えつけ地図の作成作業が実施できる環境を整備していく、その構築のために適切に対応してまいりたいと考えております。

また、これとあわせて、大津市に対しまして、具体的な打合会を実施することとしております。

最後に、民事局長にお越しをいたしております。過般、私も民主党の地図混亂の対策のプロジエクトチームで、かねてから大変混亂地域として住民がいろいろな運動をされてる滋賀県大津・住吉台地区というところを視察してまいりました。大変深刻な、また有意義な話し合いをさせました。当日、大津法務局からもお越しさをいただいて、つらい話も聞いていただいたりいたしました。

その中で、住民側と大津法務局で、それでは、このように形で一度調整の会議をやつてくださいと私の方から申し上げて、そして、そのたちが六月には転勤じゃないだろうなということも含めていたしました。

その会議が順調に開かれるという方向に行つているのかどうか、局長の方からお答えをください。

いて引き続き働きかけを行うこととしております。

○中井委員

局長、それで大変結構で、ありがとうございます。このことだと思いますが、申し上げておくのは、きちんと調査ができる環境をつくるためにその委員会と話し合ってくれと言っているわけじゃありません。この委員会で、邪魔をして、さんざんいろいろなことをやっている人がいても、きちっと地番を確定できる地域がある、そこは、調査会の方で、自分らでもやっている、これを含めて、そこ

のところで何とかならぬかという会合をやつてくれ、こういう会合でございますので、それを契機に進めばありがたいことだと僕らも思ておりますし、提案をしたところでございます。ぜひひとつ、こういう残念なことがいつまでも放置されることのないように、御努力を賜りたいと思います。

○古本委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。

大臣におかれましては、連日の御対応、大変お疲れさまでございます。

○山本委員長 入管法の改正ということであります、まず、

入管法の目的についてお尋ねしたいと思うんです

が、これは何を目的としている法律なんでしょうか。

○西川政府参考人 出入国の管理でございますの

で、一つは、問題のない外国人についてはできるだけ円滑に我が国に受け入れる、しかしながら、ルールを守らないで我が国に違法に滞在する外国人については速やかに厳正に対応するということです。

○古本委員 ということは、今回の法改正に伴って、適法に入国し、そして適法に滞在なさつておられる方々にとつてはより便利にして、不法に入国したり、あるいは不法に滞在しておられる方々がおるとすれば、そういう方々については不便になる、こういう理解でいいでしようか。

○西川政府参考人 そのような方向を目指した改

正であるというふうに考えております。

○古本委員

大臣、今回の改正によってこれは随分、今委員長のお許しをいただいて資料をお配りいたしておりますが、番号を入れませんでしたのでちょっと恐縮ですが、一枚目をめくつていただいて、二枚目ですね、「研修生・技能実習の在留資格別内訳」ということで、これはそれぞれ役所の方から出していただきました。

例えば「研修生の産業・業種別受入れ機関数(平成十九年度)」、これで見ますと、一番構成比が多いのが、衣料品関係の繊維製品製造業という方面にいわゆる外国人研修生、技能実習生がお越しになりました。そこで今、労働力として二年目以降は働くなり、そしておられる。二番目が農業であります。食料品製造業が三つ目で、建設関連工事が四つ目です。そして金属製品製造業が五つ目。ベストファイアードといえども、各業界団体からはどう

いふた御意見があつたというふうに承知をされて

いるのか、説明を願います。

○西川政府参考人 それは当たり前でして、実際、研修

して業界団体等の意見も聴取しておりますが、一年目の研修について、今度は就労に基づくという

ことで、労働関係法令を適用するということにつ

いての反対はなかつたというふうに承知しております。

こういう分野で働いておられる方々の中で、こ

れまでどういう問題があつたかということについ

て、局長の方から少し整理していただいていいで

すか。

○西川政府参考人 研修・技能実習の本来の目的

というのは、我が国の技術をほかの国に移転し

て、その技術を当該国で生かしていただくとい

うことございます。

ただ、残念ながら、研修・技能実習の受け入れ

機関の中には、必ずしもこの趣旨を十分な理解を

しないで、実質上の低賃金で使う、あるいは労働

基準法違反、超過勤務等、各種法令の違反に及ぶ

さまざまの規模で、今この研修先、受け入れ、構成比でいけば実に一六%ということになつておりますので、農業の現場における実態のようなものが

あればお聞かせいただけますか。

○古本委員 さらにお尋ねします。

○坂井政府参考人 お答えいたします。

農業分野における研修・技能実習生は、近年増

加傾向にございます。平成十九年度、私どもが把

握しております最近のデータによると、研修

でいただいて、こういった実情が散見される

象、つまりは最賃以上を支払っていくということ

の適用の対象にしていくということであります。

このことによって、それぞれいろいろな産業分

野、今申し上げましたが、繊維製造業、建設、農

業あるいは金属製品、食料品製造、それぞれの分

野ござりますけれども、各業界団体からはどう

いふた御意見があつたというふうに承知をされて

いるのか、説明を願います。

○西川政府参考人 それは当たり前でして、実際、研修

して業界団体等の意見も聴取しておりますが、一

年目の研修について、今度は就労に基づくとい

うことで、労働関係法令を適用するということにつ

いての反対はなかつたというふうに承知しております。

こういう分野で働いておられる方々の中で、こ

れまでどういう問題があつたかという認識があつたにもかかわらず、法の網の目から漏れ、最

も、当然のことでありますけれども、贅意を得

ておられる。二番目が農業であります。食料品製

造業が三つ目で、建設関連工事が四つ目です。そ

して金属製品製造業が五つ目。ベストファイアードといえども、各業界団体からはどう

いふた御意見があつたというふうに承知をされて

いるのか、説明を願います。

○西川政府参考人 それは当たり前でして、実際、研修

して業界団体等の意見も聴取しておりますが、一

年目の研修について、今度は就労に基づくとい

うことで、労働関係法令を適用するということにつ

いての反対はなかつたというふうに承知しております。

こういう分野で働いておられる方々の中で、こ

れまでどういう問題があつたかという認識があつたにもかかわらず、法の網の目から漏れ、最

も、当然のことでありますけれども、贅意を得

ておられる。二番目が農業であります。食料品製

造業が三つ目で、建設関連工事が四つ目です。そ

して金属製品製造業が五つ目。ベストファイアードといえども、各業界団体からはどう

いふた御意見があつたというふうに承知をされて

いるのか、説明を願います。

○西川政府参考人 それは当たり前でして、実際、研修

して業界団体等の意見も聴取しておりますが、一

年目の研修について、今度は就労に基づくとい

うことで、労働関係法令を適用するということにつ

いての反対はなかつたというふうに承知しております。

こういう分野で働いておられる方々の中で、こ

れまでどういう問題があつたかという認識があつたにもかかわらず、法の網の目から漏れ、最

も、当然のことでありますけれども、贅意を得

ておられる。二番目が農業であります。食料品製

造業が三つ目で、建設関連工事が四つ目です。そ

して金属製品製造業が五つ目。ベストファイアードといえども、各業界団体からはどう

いふた御意見があつたというふうに承知をされて

いるのか、説明を願います。

○西川政府参考人 それは当たり前でして、実際、研修

して業界団体等の意見も聴取しておりますが、一

年目の研修について、今度は就労に基づくとい

うことで、労働関係法令を適用するということにつ

いての反対はなかつたというふうに承知しております。

こういう分野で働いておられる方々の中で、こ

れまでどういう問題があつたかという認識があつたにもかかわらず、法の網の目から漏れ、最

も、当然のことでありますけれども、贅意を得

ておられる。二番目が農業であります。食料品製

造業が三つ目で、建設関連工事が四つ目です。そ

して金属製品製造業が五つ目。ベストファイアードといえども、各業界団体からはどう

いふた御意見があつたというふうに承知をされて

いるのか、説明を願います。

○坂井政府参考人 お答えいたします。

七

いというふうにお考えになつておられるのか、お聞かせ願ひたハと思ハます。

○坂井政府参考人 お答えいたします。

ます、我が国の農業の将来展望でございますが、私ども、基本計画の中で構造展望をつくつております。その中で、実は、今後農業の個別の経営体の規模拡大を図っていく等の取り組みを通じて、基幹的農業従事者につきましては百五十万

人を切るようなレベルで、そういうレベルで、手によつて農業経営の、農業生産の大宗を支えしていく、こういった構造を考えているところでございます。

○古本委員 これは大臣、たしか御党の中でも研究されておられる諸先生方がいらして、いわゆる外国人労働力を、これは一枚目の裏面でありますけれども、閣議決定、平成十一年、第九次雇用対策基本計画「外国人労働者対策」という項目になつておりますけれども、これは専ら、「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する。」と。

つまり、大体そういう、技術者であつたり金融知識があつたり医療分野であつたり、それは、そ

の次の裏面に在留資格別内訳というのをA4の横書きでつけて、ますけれども、本来期待をして、

いうふうに思つております。
たゞ、私どもの専党の中

胆に移民を受け入れたらどうかというような意見

もあることも重々承知をしておりますけれども、
そういうた移民政策とか外国人の受け入れという
のは将来の日本の國の形を左右するものですか
ら、やはり国民的な大きな議論が必要であると思
います。

卷之三

卷之三

私は、例えばある時期にもうちよこと大きな移動を経たことがあります。それこそ現役世代のうちはいいわけですけれども、その方たちが定住して、まさに社会構造のす東京者

○吉本委員 ありかとうございました。
今、大臣の、政府を代表しての、いわゆる外国人労働力というんでしようか、広く言えば移民政策にかかわる話まで踏み切るかどうかという構えがあるか否かといふことについて、見犬と准寺さ

の「つかかはる」が定義ですね。そういうたとぎには、結局同じ問題がそこで蒸し返されるわけでございます。したがって、私自身は、先ほど委員の資料にございました、今の外国人労働者対策についての

いろいろな業界の意見を聞いたということになります。そしていつの方が多いんじゃないかということを承りました。

基本計画というのが適切なんぢやないかといふうに思つております。

けれども、いわば本当にまじめに研修を受けていたとき、そして今、大臣が言うところの、日本の技術を習得していただき、お国に帰つてからそれを伝播していくなどと、いうことで役割を果たして

でも積極的に受け入れてきたところでございますが、専門的、技術的分野に該当しない外国人労働者の受け入れというのは、今までに外国人研修制度でもつて供給されていると言つてもいいわけで、これは確かに一面、そういうことを、研修制度の名目をもつて労働者として使つている感じないかという見方もあるわけでございますが、そ

いるということなんですかとも現実的に、三
年目でお帰りになるともつたらないという声が多い
いろいろな業界から出ているんじやなかろうかと思
いますけれども、それについてはいかがですか。
○西川政府参考人 これについては、今委員御指
摘のとおり、さまざま御意見を伺つております
す。いわゆる再技能実習を認めるか否かというこ

うはいつても、最低限の一つの担保というか、やはりそれなりの技術を習得してもらつて、国に帰つて、我が國からの技術移転に当たつてもらうという大義名分があるわけでございまして、その中にあつて、この制度が今後とも維持されていくべきだと私は思います。

となるんですが、反対論としては、やはり研修技能実習制度というのは三年間で学んでもとの国で生かしてもらう制度なんだから、それを守るべきだという強い反対論もございますし、それから、委員今御指摘されたとおり、せっかく三年間かけて育てたんだからもつと生かしたらしいん

ただ、先ほど来御指摘になりましたように、制度の中いろいろな不都合なことも生じておりますので、研修生の保護という観点から、やはり労働法制を一年目から適用することの方がいいんじゃないかという考え方のもとでその改正をお願い

じゃないか、こういう意見もござります。
今現在、さまざまの場所で議論をしておいでいただきました、その議論が集約されるというのをいま少し見守りたいというふうに考えておりま

<p>○古本委員 これはいろいろな分野によつて違うんでしようけれども、農業なんかはどうなんですか。</p> <p>○坂井政府参考人 お答えいたします。</p> <p>私たちも、必ずしも全体の意見を把握しているわけではございませんが、一部の関係者の方から、せつかく技術を身につけたのにやはりもつたいないと申しますか、もう少し長く滞在することができないか、そういう意見があるということは承知をしております。</p> <p>○古本委員 別にお願いしていただいた答弁ではありますからね。</p>
<p>要は、大臣、産業実態としては、これはいろいろな分野がありますのでまた今後ともつぶさに産業の声も聞いていただきながら、今三年を上限といたしていますけれども、その年限について、今後の課題ではあると思うんですね。それは課題を提起させていただきたいと思います。さて、その研修で入つてこられた方が、実は就労しているかどうか、就労させてしまつているかどうかということは、現場を調査しないとわかりませんね。年間で何万人ぐらいが研修生でお越しになつておられて、それに対してどのくらい現地立ち入りをなさつておられるんですか。</p> <p>○西川政府参考人 平成二十年の研修の新規入国者が十万一千八百七十九人ということでございます。それから、研修の外国人登録者数は平成二十年末で約八万六千八百人、概数でございますが、そういうことでございます。</p> <p>研修・技能実習におきまして不正行為が発生しております。それに対して入国管理局においておりまして、それに対しても実態調査をしております。</p> <p>○古本委員 それは、その外国人の方々から当局へ、こんなひどい目に遭つてているんだというような通報があつて、それを受けて入管局のしかるべき人が駆けつけているのか、それとも、十萬件の</p>
<p>入国、研修目的の方に關して標本的に調査をしているのか、どちらですか。</p> <p>○西川政府参考人 平成二十年の不正行為認定が四百五十二件あります。これの端緒というのは一番多いのは労働基準監督署からの通報、これが百三十九件、一般人等からの提報、情報提供でございますが、これが八十四件、関係者からの申し立てが五十八件、それから当局独自による実態調査で発見したものが五十一件という順番になります。</p> <p>○古本委員 当局独自というのはどういうことか</p> <p>なんですけれども、要は、今回、一年目から労基法の適用対象にしていつて、最賃以上をきちんとお支払いしようということを幾らうたつても、現場でそうなつてゐるかどうかをきちんと把握する体制にしておかなければ、悪いことをしようと思つてゐる人はまたやつてしまふ可能性がござりますね。</p> <p>○古本委員 当局のその分野に対する要員が、各入管局によつてそれぞれ配置をなさつておられると思うんです。先日、質問に先立ちまして、当委員会でも東京入管局、そして私の方で無理を言つて名古屋入管局も少し調査させていただきまして、現地も行つてまいりましたが、実はこの分野に関して、名古屋入管局に関して言えば、年間での対象が千六百カ所、これを大体三名から五名で編成して回つていらつしやるそなんですね。ですから、本当に要員が足りてゐるのかという御議論はいろいろな場面で出でているんだと思ひます。</p> <p>さて、お配りをしております資料の、めくつておきましても、これも番号をつけませんで恐縮ですが、ござります。</p> <p>○古本委員 云々とおつしやつたくだり、それはどういう意味ですか。</p> <p>○西川政府参考人 例えば、我が國に外国人が旅行していた、パスポートをなくしてしまった、そ</p>
<p>んですが、そもそも、「本邦に上陸しようとすると外国人は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。」というふうに書いてあるんですが、これはどういう意味ですか。</p> <p>○西川政府参考人 ここに記載されているのが原則でございまして、我が国に入国するためには、まず有効な旅券が必要である、これが第一点でございます。第二点は、日本国領事官等、つまり我が国の在外公館等で前もつて入国のための査証を受ける、これが原則になつております。ただし書き以下が例外ということになります。</p> <p>○古本委員 要は、日本に入りたいという申請があつた外国人の方であれば、その国にある領事館でビザが必要な場合はビザをとつていただいて、そして、その人が「所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効である」ということになつていますね。</p> <p>その上で、定義なんですけれども、旅券とは何かというと、「日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又は難民旅行証明書その他当該旅券に代わる証明書」ということになつてゐるんですけれども、この定義のイはどういう意味ですか。</p> <p>○西川政府参考人 これが旅券の定義でございます。原則として、日本国政府それから外國政府が旅券として発行したものとのことです。それ以外に、例えば国際機関の発行したもの、それから難民旅行証明書、それから、外國政府でありましても、旅券そのものでない場合に、渡航許可証みたいなものを発行して、それで出入りをさせることにつつてもさらにも充実を図つていただきますよう、要望しておきたいというふうに思ひます。</p> <p>さて、お配りをしております資料の、めくつておきましても、これも番号をつけませんで恐縮ですが、ござります。</p> <p>○古本委員 今、後段で言われた、外國政府が云々とおつしやつたくだり、それはどういう意味ですか。</p> <p>○西川政府参考人 例えば、我が國に外国人が旅行していた、パスポートをなくしてしまった、そ</p>

ないんですね。有効な旅券を持つなければ、外国に我々も行けないわけですから、向こうもそうである、お互いさまであるということがまず第一にあります。

その上で、では、入国の際のいろいろな事務工数についてちょっとお尋ねをしたいと思うんですけれども、めくつていただきたい資料の、手数料納付書という紙がございます。森法務大臣あてに出す紙ですね。サーティファイケート・フォーム・ペイメント・オブ・フィー、手数料納付書。今回議論になっていますけれども、再入国の際のこういった手数料も、今後は、適法に入国し滞在されておられる外国の方にあっては、一年以内に再入国なさる場合はこれが不要であるということになるんですが、今、再入国の手数料というのは、こここの資料に書いていますけれども、年間約二十六億円強、これでよろしいですか。

○西川政府参考人 平成十九年度の数字でござりますが、再入国、二十六億八千八百八十七万九千円ということです。

○古本委員 我々も外国へ行ったときに、国に入る、そのときのビザであつたり再入国するときの手数料であつたり、こういったものを徴収するということは国際社会では当たり前のことだと思うんですけど、これはいかがですか。

○西川政府参考人 どの許可についてどのような手数料を徴収しているかというのはそれぞれの国によつて異なるというふうに思いますが、何らかの形で、どこかの許可について手数料を徴収するというのは当然あることだというふうに思つております。

○古本委員 これは、それぞれ在留許可の更新やら変更、それから再入国、永住、就労資格証明、これを全部合わせますと、年間で幾らくらいになりますか。ざつと暗算すると五十億を超えるぐらいだと思うんですけれども。要は、今後はこの歳入がなくなるんですね。

○西川政府参考人 再入国のほとんどはみなし再入国ということで、すなわち在留カードの所持者

については一年以内の再入国がほとんどでござりますし、特別永住者については二年内がほとんどでございますので、再入国部分についてはほとんどなくなるというふうに思われます。

○古本委員 同じ法務省の所管で、大臣、興味深いことに、きょうにわかつ民事局長にもお出ましをいただいて、御尊顔を拝眉をしないと落ちつかないものですから、無理を言いまして。

か通常の印紙で払うと思うんですね。他方、謄本閲覧をした場合には登記印紙を張ると思うんですね。これはそれぞれ、登記をつけたときの登免税の行く先と、謄本を請求したときの登記印紙で納めた場合と、登免税の通常の印紙税で納めたと

いたしか、登記特会というのがありますね。登記をつけたときに登免税を払います。登免税はなし

か、それを行い先がどう違いますか。

○倉吉政府参考人 前提といたしまして、登記の特別会計の仕組みをちょっとお話しさせていただ

きたいと思いますが、登記の仕事、登記の事務といいますのは、今委員の御指摘のありました所有権の移転とか抵当権の設定の登記申請をする、登記申請をして、それに応じて登記をするという登記審査事務というのがますございます。

それからもう一つは、今委員がもう一つ言つておりました、登記簿謄本を交付し、あるいは閲覧をさせる。今はコンピューター化されていますので、全部登記事項証明書ということになりますが、そういった登記情報管理事務に分かれるわけ

でございます。

実は、そもそも、この登記特別会計を導入いたしましたのは、登記簿謄本等の交付等の事務について事務量が非常に大幅にふえまして、その事務が大幅に遅滞するという問題がありました。これを抜本的に改めるためにはコンピューター化をす

るしかない。そのための経費を登記関係の手数料で賄うということを明確にするために創設されたというものが登記特別会計でございます。

それでは、先ほどの情報管理事務ではなくて登記審査事務の方はどうなんだということになるわ

けですが、登記審査事務の方につきましては、この特別会計創設以前から一般会計で賄つております。そういう経緯がありました。そして、そもそもこの審査事務については登録免許税が課せられておりまして、これが一般会計に入つていくということになつておりますので、その結果、一般会計からの繰り入れを審査事務については受け

て、登記特別会計を、先ほどの手数料収入から来る分、これが登記情報管理事務に充てられる、それから、登録免許税が入つてくる一般会計部 分については一般会計からの繰り入れで登記審査事務を賄う経費にする、そういう二本立てになつてゐることになつてございます。そういうことで二つに分かれているということになります。

○古本委員 実に明快でして、今回、先ほど中井先生の方からもありましたけれども、新たに在留カードというのをつくるんですね。

名古屋入管で、いわゆる調製業務と言われる、市区町村にて発行業務を法定受託事務としてなさつておられる外登証ですね、外国人登録証。このものの発行は、実際には、これは資料をおつけましてつけておりますけれども、サンプルを入手、いだきましてつけておりますけれども、チヨダ・ジェニファーさんですか、これはM.O.J.とシールを張つていますから、法務省なんですね、外登証は、だから、法務省が本来出すべきものを市区町村でやつていただいている。これを発行するオペレーショナルームも少し見せていただいたんですけれども、なかなかのシステムを組んでおられました

ね。

これを新たにICチップを埋め込んだ新しいものにつくりかえるとなると、これまでのインフラ環境をもう一度再構築することになると思うんですね。大体幾らくらいかかると見込んでおられますが。

○西川政府参考人 在留カードの調製費用、作成費用のことですが、それから作成の機器の導入費用につきましては、まだ在留カード及びシステム

でできる段階ではございませんけれども、現時点でき可能な範囲で申し上げますと、現時点の試算とでいうことで大きっぽな話でござりますが、在留カードの発行システムの開発経費として約八億円、それからカード調製機器の販売、一年間のランニングコストが年間約八億円見込まれるということになつております。

○古本委員 その数字を聞く限りは、ある意味、受益と負担が実に見合つてゐる感じがするんです。片や登記簿を電子化していくというシステムを構築される。少しけたが違いますけれどもそれを要する費用は、受益者である登記を申請した方に、その納めていただいた、登記簿は一般会計にありますけれども、登記簿閲覧をしたりする、要するに登記所を利用した、使用収益した、いわば使用料としてこの手数料収入をもらつていてわかるですね。

他方、今回の入管業務に関して言えば、それは入管の職員もふやしましようよと先ほど私申し上げましたけれども、これは施設もなかなか手狭になりますけれども、これは施設もなかなか手狭になりますけれども、サンプルを入手、いだきましてつけておりますけれども、チヨダ・ジェニファーさんですか、これはM.O.J.とシールを張つていますから、法務省なんですね、外登証は、だから、その分野に関して、実は、大臣、いろいろ特会には悪い特会もありますけれども、受益と負担を明確にさせるという意味では、少なくともこの方々が納めていただいた分については、そういうふうに支出が見合うという、見合いといふ意味でいけば、受益と負担、これは実にわかりやすい話ではなかろうかと思うんですけれども、現実は、大臣に納めることになつていてるこういう手数料は一般会計に入つちやつてあるんですね。結果、今回システム開発に幾らかかるかわからぬ。結果、今回システム開発に幾らかかるかわからぬ。今あいつた八億円とか言われていますけれども、それも危なつかしいですよ。局長、もし上振れしたら訂正しなきゃいけなくなるの

で、本当に概算の概算として承つておきますよ。だから、單に、実際に特別永住者の皆様がこれで利用しなくて済むようになれば非常に便利にな

の検挙件数、検挙人員といった集計はしておりますが、せんけれども、平成四年以降平成二十年末まで、いわゆる地下銀行として検挙した事件、これにおける送金額の合計は、推計でございますが、約七八百億円でござります。

○古本委員　この間で七千八百億、七千数百億円ということは、ざつくり言つて一年で大体四百九十億円は地下に潜つているという計算ですね。当然、そういうことは、本邦の銀行としては手数料をもらい損なっていますし、ビジネスチャーンスも逃していませんし、何より銀行法違反じゃなわけです。

○宮本政府参考人 この入管法の改正が不法滞在者の国外送金といったものにどのように影響するかというのは、直ちには判断いたしかねるところでござりますけれども、いわゆる地下銀行、これは、外国人の不法入国、不法滞在の定着、来日外国人が犯罪を繰り返し行うことを助長するといったこうした基盤になるものもあることでございまして、警察におきましては、今後とも厳正に取り締まつてまいりたいと考えております。

○古本委員 地下銀行の手数料というのは、大体どのくらいと言われているんですか。

○宮本政府参考人 過去競争いたしました事件から見ますと、これはさまざまでありますて、一概には言えないところでありますけれども、一回このそれぞれの送金額のおおむね一%程度であらうかと見ております。

○古本委員 ということは、結構取つているんですよ。だから、実は三菱UFJのどこか支店に行って適法に送つてもらつた方が安心して確実なんですよ。もちろんありますよ、送つた先の、そういう現地社会の中で、何やら手配りで親御さんのところに持つていてくれる仕組みもあるらしいんですよ。それはそういう意味では非常に便利なものかもしませんが、だからといってそれを看過するわけにはいきませんね。ですから、この問題を少し提起しながら、最後にもう一つだけ。
運転免許証も個人を証明するものとして認められているんですが、外国人が運転免許を見る場合に、不法残留かどうかというのを確認していますか。
○深草政府参考人 新たに運転免許を受けようとする者は、住所地を管轄する公安委員会に免許申請書を提出し、運転免許試験を受けることが必要になります。その際、外国人の場合には、運転免許申請書に、日本人の場合に必要とされる住民票の写しの添付に加えて、外国人登録証明書または旅券等を提示することが必要となります。また、外国の運転免許を保有している場合には運転免許試験の一部が免除されることから、外国人登録証明書または旅券等に加えて、当該外国の運転免許証を提示するとともに、その日本語の翻訳文等を添付することが必要となります。
○古本委員 ということは、外登証を今後奪われた、奪われたという言い方も変ですね、不法滞在なんですから。それを没収された方は免許は取れない、これでいいですか。
○深草政府参考人 お答えします。
道路交通法上は、不法滞在であることを理由に運転免許証の交付を拒否する規定はございません。
しかしながら、在留資格がない場合、現状ですけれども、外国人登録証明書の在留資格欄に在留資格なしと記載するとされていることから、運転免許証の申請をした外国人が不法人国や不法残留者であることが判明した場合には、運転免許証の

交付手続とは別に、警察としての必要な措置をとることにならうかと思ひます。

○古本委員 濟みません、時間が来ちゃつたので、もう一言だけ。

つまり、車を運転するかどうかということそもそもちろんですけれども、実は、日本のこの社会で生きていかれる上で身分証明をするものとして、我々日本人もそうですけれども、免許証というのは大変有効な公的な証明書の一つになりますね。このものが、実は調べると、三年出ているんですね。どうですか。在留許可がそもそも一年の人に三年出ちゃつていいんですよ。違いますか。

○深草政府参考人 運転免許証の期間は三年でございますので。

○古本委員 ということは、大臣、これは警察庁ですから、ぜひ一度閣内で懇談していただきたいと思うんですけども、実際にきてれつな話なんですよ。片方で、やれ不法残留者を何とかするんだと言い、他方で免許証はしつと三年出ているんですよ。しかも、外登証といつても、リニアにリアルタイムで不法滞在だというのが打てる仕組みに今はなつていませんね。ですから、それを持ち込むことによって、各地方の公安委員会は免許證を、知らずに善意で発行してしまっている可能性も実はあるんですね。

今送金の問題提起しましたけれども、本人確認に必要な書類という意味で、他方で外登証はこれまで没収されることになる、そもそも外国人登録法がなくなりますから、根拠法がなくなりますから。さらには、旅券に関して言えば、適法などザガーラがなければこれは有効じゃなくなりますね。唯一残る免許証は、何やら可能性として残っているんですよ。ですから、今後は不法滞在している人は免許証を使って送金しましようということでも言ふのが、このところがきつと合うように、決して彼らを不便なあれにしようじゃないかという提案をしているのではなくて、抜けのないような運用をぜひとお願いしたいと思っています。

前段で申上げました受益と負担の部分については、本当にこういう財政も厳しい折から、より明快にした方がいいのではないかというところも強く課題提起をいたしましたので、よろしくお願ひをしたいと思います。

時間を使いまして失礼しました。ありがとうございました。

○山本委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社民党的保坂展人です。

きょうは、入管法の改正という審議なんですが、前回入管法の大大幅な改正は、生体認証、バイオメトリックス、こういった内容でした。実は、この法務委員会でこの法案が上がった後、連休前でしたが、私は自宅でインターネットを見て、法務省のサイトマップを見たら、何と、法案が上がったばかりになくなっています。がつた翌日に、いわばどんなシステムを導入するのかというのが二千ページ以上全部出ているんですね。あれ、法案が上がったばかりになくなっています。そこから調べ始めたんですが、どうも最近の法改正というのは、こういった我々の法文があるのではなくて、いわば大型の情報システムを設計なさるベンダーというか、コンピューター、情報処理のそういう企業がいわば技術的な可能性を相当程度出した上で、そこに法案を乗っけていく、こういう構図になっているなということを認識しました。今回も実はそうなのではないかといふふうに思います。

その観点から質問をしていきたいんですが、まず入管局にお尋ねしますが、法務省入管局のいわゆるレガシーシステム、旧型の閉鎖系の、なかなかふぐあいの多いこのシステム、これまでどのぐらいの費用を投下してきたのか。累積ですね、どのぐらいお金をかけてきたんだという話。それから、これを変えましょう、刷新可能性調査そして最適化計画、今やっていますね、これに幾らかけたのか。そして、実は、きょう審議しているのは外国人ですが、日本人も含めて、これは総取つかえするという計画ですね、幾らぐらい見込んでいるのか。答弁していただけますか。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

まず、当局においては、出入国管理に係る電算システムの運用を開始した当初、特定のベンダーがハードウェアとソフトウェアを一体的に開発した、いわゆるホストコンピューター、これをを中心にしてシステムを構築した経緯があります。これについては、同一のベンダーでなければその後のメンテナンスやシステム改修を満足に行なうことができず、結果として、ほかのベンダーの参入が困難な状況、これが問題点としてつくり出されたなどと、ことございます。

このようないくつかのシステムは、船的にはカジーシステムと言われていますが、この今までにかかる経費は、すべて合算いたしまして、昭和五十九年から平成二十年度までトータルとして約八百二十一億円ということになります。これは、運用等すべて含めた金額でございます。

次に、平成十六年度に当該システムの刷新可能性調査を実施した結果、刷新可能性があるとの調査結果を受け、これに基づき最適化計画を策定した経緯があります。当該刷新可能性調査については、平成十六年度の契約金額が約五千九百万円であります。これに基づく最適化計画策定業務委託について、平成十七年度に約九千五百万円の契約を締結しているということでございます。

今後の見通しということになりますが、システムの最適化計画を策定して、このレガシーシステムと言わっている現世代システムを同等の機能を持つたオープン系システムに刷新する、こういう計画になつておりますが、この経費の削減効果と、いうことでござりますけれども、年間約三十六億円のランニングコストの削減を目指しておりますが、これは同一のシステムという場合でござります。当局としては、今後法改正に伴う機能追加についても、オープン仕様を徹底することによって、現行システムの運用経費を上回ることがないようにしたいというふうに考えております。

○保坂委員 ちょっと聞いたら、入管局の予算の半分がこの費用だといふんですね。半分ですよ。

八百億円使つてきた。これからまた、今、どれだけ減るかという話をされましたがけれども、古本委員が聞いていましたたけれども、やはり八億円といふことはな、レジアナ、ハコムは思ひますよ。

の情報、それから過去に摘発等を実施した場所等が登録され、その情報を地図上に表示し、摘発等に活用しているというもので、御指摘のところより、平成二十年の七月四日から運用を開始しております。

格、居住地その他いろいろあって、勤務先の情報とか、最後に、在留カード番号、外国人情報管理の共通管理キーとして活用されるべきだというふうにこの会社は法務省に提案しているんです。おかげで……。

たが、このLBSSといった場合に、携帯電話等のGPS機能を利用した位置把握が可能なものを指す場合がありますが、当局のシステムにはそのような機能はございません。また、将来的にそのような機能を付加して、トロット車等に利用する

れる外国人経済産業省が主導したことにならぬか、提案している内容は。

このようなシステムは一般的にレガーシーシステムと言われていますが、この今までにかかった経費は、すべて合算いたしまして、昭和五十九年から平成二十年度までトータルとして約八百二十一億円ということになります。これは、運用等すべて含めた金額でございます。

性調査を実施した結果、刷新可能性があるとの調査結果を受け、これに基づき最適化計画を策定し大経緯があります。当該刷新可能性調査については、平成十六年度の契約金額が約五千九百万円であります。これに基づく最適化計画策定業務委託について、平成十七年度に約九千五百万円の契約を締結しているということでございます。

さらには調べると、法務省の説明では、これはモバイル端末を入管職員が持つて、これに、例えは過去手入れのあつた摘発箇所であるとか、あるいは注意する対象の箇所などを画面上にマップで示すんだ、こういうふうに説明を受けているんですね。が、実は、LBSというのはどんどん日進月歩の技術でありまして、それで、法務省の入国警備官

○保坂委員 実は、今回の入管法の先ほどの最適化計画には、たくさん的情報、外国人にかかるる情報、とりあえず在留カードというができるん

○保坂委員 ところが、今回の入管法ではかなり細かい情報も、例えば勤務先の給料が二十五万から二十万になつたとかそういうことでも、あるいは職の転変があつたとかいうことも報告をさせることになつていますね。

実は、最高裁判決がこの件で出ていると思うんですけれども、データマッチングということにつ

今後の見通しとすることになりますが、システムの最適化計画を策定して、このレガシーシステムと言っている現世代システムを同等の機能を持つたオープン系システムに刷新する、こういう

が使うにしても、手のひらに乗せて、ノートパソコンで見れるものは手のひらで見れるわけですか
ら、こういうふうにして使っているのかどうかと
いう点。

ですね。この在留カードのナンバーというのではなく、この在留カードのナンバーといふのは、一人一人振りつけるんですよ、一番からずつと統いて。この在留カードのナンバーをキーにして、いろいろな情報をくし刺しにするという設計に

いては、住民票コードをマスターキーとしてさまざまな情報をマッチングさせること、これは国家公務員法の違反行為になるという判断です。平成二十年の三月六日に最高裁で出ております。ま

計画になつておりますが、この経費の削減効果と
いうことでござりますけれども、年間約三十六億
円のランニングコストの削減を目指しております
が、これは同一のシステムという場合でございま
す。当局としては、今後法改正に伴う機能追加に
ついても、オープン仕様を徹底することによつ
て、現行システムの運用経費を上回ることがない

それともう一点。そうすると、仮放免の最中だつたり、あるいは収容の対象となる可能性のある外国人について、例えばその方が携帯電話を持つていれば、位置情報を発出しているわけですね。そういうことについて使う例があるのか。これは使っているのか、あるいは使う場合もあるのか、この点、明確に答弁してください。

なっていますね。その点、どうですか。
○西川政府参考人 在留カードの特定のためにナンバーをつけます。それで、ナンバーは在留カードの表面に記載されます。それから、それ以外の情報もそこに記載されます。それが一部ICチップに入りますが、そのナンバーを使って別の情報をくし刺しにする、このような予定はござい

た、行政機関の職員が、こういつた個人の秘密に属する事項が記録された文書を収集したりマッチングさせたということについては、これはいかぬ、こういう判決として判示されていると思うんですが、これには拘束されないということなんですか、入管の見解は。

○保坂委員 ちょっと聞いたら、入管局の予算の半分がこの費用だというんですね。半分ですよ。

○西川政府参考人 委員御指摘のLBSということです。システムは、当局の位置情報システムということでございまして、これは、当局の保有している提報

○保坂委員 ただ、この最適化計画には、外国人情報、氏名から男女、国籍、旅券番号、在留資

の変更について報告義務があるような質問がございましたが、給料の変更については報告義務はございません。

それから、御指摘の最高裁判決については、行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムによる個人情報を収集、管理、利用することについて、憲法に違反するものではないと判示した最高裁判決、その中に御指摘のようにデータマッチングという言葉が使われている。この判决で言うデータマッチングとは、住民基本台帳法の規定によつて許される範囲を超えて、住民票コードをマスターキーとして用いて本人確認情報を他の個人情報と結合することというふうにされておりまします。つまり、この最高裁判決は、個人情報の目的以外の利用や提供は原則として違法であるという当然の理由を判示したというふうに理解をしております。

ところで、入管の側でございますけれども、新たな在留管理制度において、外国人本人あるいは受け入れ機関からの届け出等により取得する外国人に係る個人情報の利用等についてでございますが、これは、住民基本台帳法の後にできました行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、その第八条一項、この規制がかかるということになります。これによりますと、法令に基づく場合等を除いて、原則として目的以外の利用や提供をすることはできないということになつております。これによりますと、法令に基づいたな在留管理制度において、外国人本人あるいは受け入れ機関からの届け出等により取得する外国人に係る個人情報の利用等についてでございますが、これは、住民基本台帳法の後にできました行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、その第八条一項、この規制がかかるということになります。

したがいまして、新たな在留管理制度におきましても、外国人を含めた個人情報保護については十分な配慮がなされるということでございまして、御指摘の最高裁判決が判示するところと矛盾するところはないというふうに考えております。

○保坂委員 これは大事なことだから法務大臣にお聞きします。よろしいですか。

基本的な事柄なんですが、今回の在留カードで、そこに幾つかの情報を入れるという運用をしていくということと、そしてもう一点、入管管理の際に指紋や顔写真をとるという形での運用を行っていますね、こういった情報も取得をしていきます。この二つの情報は、一緒になるということはあり得ないんですか、それとも、将来は一緒にす

るんですか。大臣、いかがですか。

○保坂委員 今そうおっしゃるんですけども、かなり細かい計画、工程表がございまして、こう

いうものをやはり業者の方が作成されているわけですよ、我々が審議を始める前に。

それを見ると、法務省全体のコンピューターシ

ステムの刷新があるわけですね、大きな話でいえ

ば。そして入管のレガシーシステムの改革とい

うことがあつて、コンピューター企業の方々は、こ

ういつたばらばらな情報を一元的に統合するとい

うのを提案しているんです。現場の方もそうした

いと言つてゐるんですよ。だけれども、局長は違

うと言う。どつちが本当なんですか。大臣、どう

ですか。

では、絶対これは統合しないと言ひ切れます

か。

○森国務大臣 局長から答弁したとおりでござい

ます。

○西川政府参考人 出入国管理システム、これ

は、旧式のレガシーシステムを基盤としている、

従来からのデータベース構造の影響を受けて、す

べてのデータを一元的かつ体系的に管理するとい

うふうには至つていらないということでございま

す。

効率的な情報の利用ということになりますと、

データベースを一元化するのが効率的だというこ

とになろうというふうに思いますが、他方、デー

タベースの一元化によって指紋情報を直ちに在留

管理を目的として使用するということには、それ

は問題があろう場合も出てくるというふうに思ひ

ますので、その辺についてはさらに検討して対応

していくというふうに思います。

○保坂委員 森法務大臣、私の問題意識がわかる

要するに、本案審議、法案があつて、これにつ

いて、ここを変えよう、ここを修正しよう、そつ

つするといふことがあります。その指紋情報を取

得するといふことがあります。その指紋情報を取

得する

卷之三

但木弁護士は、特に、裁判員がその経験を語ることがこの制度についての国民の理解や協力を得

られた守秘義務がどうしようもない支障になるといふことはないというふうに考えてゐるところでござります。

る上で重要な点であるという観点から発言をされていて、それもありますけれども、しかし、守秘義務が重要でないというふうに述べられたとは理解しておりません。むしろ、評議の中で述べられた裁判員等の意見が外部に漏れることになれば、評議における自由な裁判員の発言が妨げられることにもなるわけでありますし、また一面、裁判員の保護にも欠けることになるわけですから、守秘

義務の重要性についても当然これは肯定されてしまうというように理解しております。

今、保坂議員から御指摘がございましたのは、他人の意見ではなく、裁判員の経験者が自分の意見を明らかにすることは許容すべきではないのか、こういうことだというふうに承りました。

たたか裁判員が自分の意見や判断について公にする場合であっても、そうした意見と判決結果を照らし合わせれば、ほかの裁判員の意見が推測できる場合もあります。あるいは、一部の裁判員がその意見等を公にいたしますと、ほかの裁判員も事実上同様に意見を表明せざるを得なくなるような事態に至ることも考えられますことから、やはり自分の意見に限つてこれを公にしてもいいんだとすることは相当でないだろうというふうに考えております。

裁判員の経験を広く国民が共有してこの制度に対する理解、支持を高めていくという観点からどうなのかもということでありますけれども、公開の法廷での証拠調べや陳述、あるいは判決の内容についても守秘義務の対象となる秘密に該当しておらないわけでありますし、また、秘密に及ばない範囲で裁判員の職務についてのこれは評議の感想ということも入るわけでありますけれども、許されているわけであります。したがいまして、そうした経験の共有と申しましようか、裁判員経験者がその感想や意見を語る上で、裁判員に課せら

られた守秘義務がどうしようもない支障になるとどうなことはないというふうに考えているところでございます。

○保坂委員 但木弁護士とおっしゃつたけれども、前検事総長ですからね、法務・検察を代表する人物ぢやないですか。この裁判員制度施行直前にかなり思い切った意見を言つたと私は思いますよ。さすがポイントを押さえていると思います。意見が全部一緒にありませんけれども、なぜ国民の間に忌避感情が大きいのかというポイントの二つが彼が指摘している点だと私は思います。

国会は立法府ですから、この制度に欠陥があれば大いに正しさないいけないということで、超党派で議員立法で手当てをしていきたいということを申し上げて、きょうは時間が終わりましたので、次の機会に譲りたいと思います。

ありがとうございました。

○山本委員長 午後一時から委員会を開きます。

午後一時開議

午後一時休憩

午後零時十分休憩

午前一時休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、内閣提出、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、群馬県太田市長清水聖義君、日本弁護士連合会人権擁護委員会委員市川正司君、在日本大韓民国公使館本部団体涉外事務局長徐元喆君、移住労働者連帯する全国ネットワーク事務局長鳥井一平君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表して一言づきあいさつを申し上げます。

られた守秘義務がどうしようもない支障になるというようなことはないというふうに考えているところでございます。

○保坂委員 但木弁護士とおっしゃつたけれども、前検事総長ですからね、法務・検察を代表する人物ぢやないですか。この裁判員制度施行直前にはかなり思い切った意見を言つたと私は思いますよ。さすがポイントを押さえていると思いますよ、意見が全部一緒にありませんけれども、なぜ国民の間に忌避感情が大きいのかというポイントの二つが彼が指摘している点だと私は思います。

○国会は立法府ですから、この制度に欠陥があれば大いに正しさなきやいけないということで、超党派で議員立法で手当をしていきたいということを申し上げて、きょうは時間が終わりましたので、次の機会に譲りたいと思います。

○山本委員長 午後一時から委員会を再開するとして、この際、休憩いたします。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、また、ことありがとうございます。それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜れば幸いに存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、清水参考人、市川参考人、徐参考人、眞井参考人の順に、それぞれ十五分程度御意見を述べていただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て発言していただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず清水参考人にお願いいたします。

○清水参考人 ただいま紹介いただきました太田市長の清水でございます。

ことは私自身が外国人集住都市会議の座長をやさせていただいておりまして、そういうたよるな関係上、集住会議の全員の総意でありますけれども、入管あるいは住民基本台帳、それらについて

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜れば幸いに存じます。次に、議事の順序について申し上げます。

まず、清水参考人、市川参考人、徐参考人、井参考人の順に、それぞれ十五分程度御意見を述べいただき、その後、委員の質疑に対してもお答えをいただきたいと存じます。

なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て発言していただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになつておりますので、御了承願います。

それでは、まず清水参考人にお願いいたします。

○清水参考人　ただいま紹介いただきました太田市長の清水でございます。

ことは私自身が外国人集住都市会議の座長をやらせていただいておりまして、そういうたよくな関係上、集住会議の全員の総意でありますけれども、入管あるいは住民基本台帳、それらについてここでお話をさせていただくわけであります。

外国人集住都市会議につきましては、平成十三年に設立をされまして現在に至るわけでありますが、設立当時、非常に地域が混乱をしておりました。これは、入管制度と私どもの考えているものとが余りにも乖離を過ぎている、現実問題として私たちが住民を確認できないというような状況にあつたわけであります。そのために、全体で十五市が集まって、この問題解決のために国に対しても要望していくというようなことになつたわけであります。また、今月二市が加わりまして、

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜れば幸いに存じます。次に、議事の順序について申し上げます。

まず、清水参考人、市川参考人、徐参考人、自井参考人の順に、それぞれ十五分程度御意見を述べいただき、その後、委員の質疑に対してもお答えをいただきたいと存じます。

なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て発言していただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになつておりますので、御了承願います。

それでは、まず清水参考人にお願いいたします。

○清水参考人　ただいま紹介いただきました太田市長の清水でございます。

ことは私自身が外国人集住都市会議の座長をやられていただいておりまして、そういうたまゝな関係上、集住会議の全員の総意でありますけれども、入管あるいは住民基本台帳、それらについてここでお話をさせていただくわけであります。外国人集住都市会議につきましては、平成十三年に設立をされまして現在に至るわけであります。が、設立当時、非常に地域が混乱をしておりました。これは、入管制度と私どもの考えているものとが余りにも乖離をして過ぎている、現実問題として私たちが住民を確認できないというような状況にあつたわけであります。そのため、全体で二十五市が集まって、この問題解決のために国に対して要望していくというようなことになつたわけであります。また、今月二市が加わりまして、二十七市町が参加をしているということになります。

私どもは、そういったことを中心にして問題提起をやつてきたわけでありますが、なかなか現実問題として改善の状況が見られないというようなことで、参考資料を出しておきましたが、平成十九年、皆さん方にそのように要望をしてきたわ

うにされておりますので、外国人のプライバシー権あるいは自己情報コントロール権というものとの関係を検討する必要があると思います。

近時、情報処理のコンピューター化が進んでいき、ということが背景にあります。官庁ですとか会社がそれぞれ持っている個人情報を、横断的にこれを集めまして、統合して、個人の姿を詳細に浮き彫りにするということ也可能となるような技術がでております。そこで、判例などを通じまして、自己情報コントロール権つまり自分の情報が収集され、管理され、あるいは利用され、そしてまた提供されるということに対しても、本人の同意によるコントロールを及ぼすことによって、予期しない無限定な収集や利用を防止するという権利が認められております。

第一に、日本社会の中にあって、特に外国人をくくり出して管理の対象とするということとの関係で、これが行き過ぎてしまふと、外国人を差別的に取り扱つて、外国人に対する差別や偏見を助長し、その結果、多民族、多文化の共生する社会の実現を拒むことになつてはいけないということがございます。

以上の視点から、今回の管理の強化について、真に必要なものであるのか、また、必要であるとしても、人権に対する必要最小限の制約であるのかという点について吟味が必要だらうと考えます。

具体的に見ますと、第一に、改正案では、外国人登録制度は廃止される一方で、外国人登録制度と同様に、特別永住者の方については永住者証明書、その他の中長期在留者の方には在留カードの常時携帯が義務づけられております。

国連の自由権規約委員会は、一九九三年当時から、永住外国人について、外国人登録証明書を常時携帯させる制度の廃止を求め続けております。常時携帯制度の目的としましては、外国人の情報を即時に把握する必要性があるんだということとされておりますが、日本人について考えてみますと、在留カードのようなものはございませんけれども、

運転免許を持って、それから社会保険に入り、住民登録もしておる、そういうものを会社がそれぞれ持っている個人情報を、横断的にこれを集めまして、統合して、個人の姿を詳細に浮き彫りにするということ也可能となるような技術がでております。そこで、判例などを通じまして、自己情報コントロール権つまり自分の情報が収集され、管理され、あるいは利用され、そしてまた提供されるということに対しても、本人の同意によるコントロールを及ぼすことによって、予期しない無限定な収集や利用を防止するという権利が認められております。

外国人でも、特に永住者や特別永住の方については、長年の生活の中で同じような足跡を残していくらっしゃるわけでありまして、これ以外にカードを常時携帯させて、カードで同時に身分を証明するを得ません。外国人だけを対象とすることから、偏見を助長しないようにといふ観点からも、在留カードと永住者証明書の常時携帯に反対をしております。また、在留カードの不携帯について、刑事罰を科すということも行き過ぎではないかと考えます。

第二に、在留カード番号についてであります。在留カードが、その外国人の身分を証明するものとして、入管、自治体だけでなく、銀行口座の開設、図書館の利用などの生活のさまざまな場面で利用されることが予測されます。その際に、在留カード番号もカード券面から読み取ることができる、あるいはICチップから読み取れるということになりますと、官庁や会社が、在留カード番号と結びつけた形でいろいろな情報を記録、保管するということになります。

この在留カード番号は、その人だけに付された固有の番号ということになりますので、国の機関が、例えばAの一二三四四五番の方の情報を下さない限りにしまして、預金取引であるとか図書館の利用状況であるとか、そういうたびに個人に関するたくさんの情報を集めることができるということになります。このため、自己情報コントロール権の侵害になりかねないという問題が生じるわけでございます。

参考になる例としまして、日本人につきましては、住基台帳カードの交付に当たつて、住民票コードをマスターキーとして、個人情報の収集、名寄せと言われるようなものが簡単にできてしま

うではないかということが指摘されました。そこで、現在、住民票コードをカードの券面には記載しないで、ICチップの、民間業者などからは読み取りできない領域に書き込む、民間業者が住民票コードの告知を求めるのを禁止するなどの配慮をしていただいております。今回の在留カード、特別永住者証明書においても、同様の手当は少なくとも行つていただきたいなというふうに思つております。

第三に、在留資格取り消し制度の範囲の拡大についてであります。まず、改正法案の日本人の配偶者等の在留資格の取り消し事由についてでありますが、この制度は、典型的には、偽装結婚により在留する者を国外に退去させるということであろうと思います。この規定の「配偶者の身分を有する者」としての活動を「三月以上行わない」ということの意味するものは、偽装結婚よりも相当広い射程になります。例えば、日本人である夫のDVが原因で別居を余儀なくされているような場合、あるいは日本人である夫がみずから不貞が原因で家を出てしまったような場合なども、入管の解釈では、同居はしていないので、「配偶者の身分を有する者としての活動」はしていらないということになります。

他方で、離婚に関する家裁の判断では、多少事情は違うというふうに思います。DVや不貞の当事者である有責配偶者からの離婚請求については、一年程度の別居では離婚を認めることがないというのが法律家の一般的な感覚であろうというふうに思います。時には、裁判所が強く論して、もとのさやにおさめるということもあるわけでございます。

こういったデータを総合しますと、その留学生の学問の方向、あるいは考え方、こういったこと所属する外国人に関して、受け入れの開始及び終了に加えてその他受け入れの状況に関する事項の届け出を義務づけるという点でございます。

第四に、外国人が所属する学校などの機関が、他受け入れの状況ということで、例えば、取った単位の内容、あるいは論文のテーマ、そういったことを今まで入管に報告を義務づけるということがあり得ます。

こういったデータを総合しますと、その留学生の学問の方向、あるいは考え方、こういったこと所属する外国人に関して、受け入れの開始及び終了に加えてその他受け入れの状況に関する事項の届け出を義務づけるという点でございます。

大学などが、入学、退学だけではなくて、その所属する外国人に関して、受け入れの開始及び終了に加えてその他受け入れの状況に関する事項の届け出を義務づけるという点でございます。

第四に、外国人が所属する学校などの機関が、他受け入れの状況ということで、例えば、取った単位の内容、あるいは論文のテーマ、そういったことを今まで入管に報告を義務づけるということがあり得ます。

ことになりますと、一方配偶者の側に不当に有利に働いて、家族関係の法秩序も崩れてしまうのではないかということを危惧しております。

また、改正案は、九十日間住所の移転の届け出をしないときには在留資格の取り消しの対象となるというふうにされておりますが、この届け出のされぞれ罰則が設けられておりまして、これに加えてさらには在留資格の取り消しというところまでいくのはや行き過ぎではないかというふうに考えております。

この規定の「配偶者の身分を有する者」としての活動を「三月以上行わない」ということの意味するものは、偽装結婚よりも相当広い射程になります。例えば、日本人である夫のDVが原因で別居を余儀なくされているような場合、あるいは日本人である夫がみずから不貞が原因で家を出てしまったような場合なども、入管の解釈では、同居はしていないので、「配偶者の身分を有する者としての活動」はしていらないということになります。

他方で、離婚に関する家裁の判断では、多少事情は違うというふうに思います。DVや不貞の当事者である有責配偶者からの離婚請求については、一年程度の別居では離婚を認めることがないというのが法律家の一般的な感覚であろうというふうに思います。時には、裁判所が強く論して、もとのさやにおさめるということがあるわけでございます。

こういったデータを総合しますと、その留学生の学問の方向、あるいは考え方、こういったこと所属する外国人に関して、受け入れの開始及び終了に加えてその他受け入れの状況に関する事項の届け出を義務づけるという点でございます。

大学などが、入学、退学だけではなくて、その所属する外国人に関して、受け入れの開始及び終了に加えてその他受け入れの状況に関する事項の届け出を義務づけるという点でございます。

第四に、外国人が所属する学校などの機関が、他受け入れの状況ということで、例えば、取った単位の内容、あるいは論文のテーマ、そういったことを今まで入管に報告を義務づけるということがあり得ます。

者の本邦における生活の安定に資するとのこの法律の趣旨を尊重するものとする」と規定しております。毎年行われております日韓アジア局長会議においても、韓国側から、常時携帯の対象から除外するように重ねて要望しています。

去る二月、公明党の大口善徳先生、神崎武法先生の御尽力で、森法務大臣にお目にかかり、私たちの長年の願いである常時携帯制度からの除外を重ねて要望したところであります。

戦後、初代の出入国管理庁長官を歴任されました鈴木一氏は、次のように述べられております。日本国民に準じた総合的対策がなければ、それは政府の盲点である、国際人権条約の原則だけなく、彼らの歴史的事情からして、日本に生活の本拠地を有するこれら在日韓国人たちに地方選挙権を含めたあらゆる権利について内国人と同等の待遇を与えるのは当然と思う、また、国民全体の意識改革が必要だが、日本に住むようになった在日韓国人たちの歴史を知り、彼らの立場に立つて考へるだけの心の広さが求められていると。

戦後日本の発展の一翼を担つてきました永住外国人の存在を含め、今後の日本のあるべき外国人政策を抜本的に見直していく上で、先生方が御自分で何ができるかをこの委員会で真摯に問いて、審議していただきたいと切に願つております。

次に、新たな外国人在留管理制度の導入において、一般永住者の負担を特別永住者に準じて軽減されるよう、強く要望いたします。

一般永住者は、日本政府みずからが日本への永住を許可した者たちであり、長年にわたり納税等の法的義務も果たしております。彼らが証明書の常時携帯をしなくてもよいように、また、わざわざ入管事務所に出向き、諸般の手続や届け出をして、とてもよいように、特別永住者に準じた負担軽減措置をとるべきであります。とりわけ、在留資格の異なる家族の間を分断すべきではありません。

日本で生まれ育った外国人の子供たちが、新制度による管理の強化によって差別的待遇を受け、ひいては民族的差別を助長するおそれもあります。今後日本の発展の一翼を担う外国人及びその子供たちが日本で住みやすく生きていくためには、住民として人権を尊重され、差別なく、ともに暮らしていくことができる新制度にすべきであります。

日本で生まれ育ち、定住していく外国人の数は年々増加しています。私たち及び子供たちには愛

がなく、再入国のときだけ入管事務所に行く必要が、今まで市町村でよかつた変更届や勤務先などをわざわざ遠方の入管事務所に届け出ないといけなくなりまして、大きな負担増となります。特に、都市部の入管事務所は今でも非常に混雑しており、さらなる不便と混雑が予想されます。

管理する側の都合だけで法律をつくるのではなく、日本の方々と生活をともにしている一般永住者の負担の軽減や利便性などを、もう少し彼らの立場に立つて考へる心の広さ、寛容さが求められています。

次に、新たな外国人在留管理制度の導入において、就職、就学差別が生じることのないよう、特段の配慮を強く要望いたします。

法務省の業務の一環として、外国人が所属する機関、留学先、研修先、職場に対して、個人単位で状況を定期的かつ随時報告させることを義務づけ、また、外国人が届け出た情報と、外国人の所属機関から受けた情報を照合するとし、これに従わなかつたり誤った情報を提供した場合、刑事罰もしくはそれに相応した措置をとるとしています。

これが導入されれば、特に中小の企業主などは罰則や煩わしさ等を嫌い、外国人及び子弟が採用忌避に遭つたり就職機会を奪われたりして、ひいては就職、就学差別につながるおそれがあります。

日本で生まれ育った外国人の子供たちが、新制度による管理の強化によって差別的待遇を受け、ひいては民族的差別を助長するおそれもあります。今後日本の発展の一翼を担う外国人及びその子供たちが日本で住みやすく生きていくためには、住民として人権を尊重され、差別なく、ともに暮らしていくことができる新制度にすべきであります。

この首相のメッセージを想起しつつ、諸先生方

する日本にしか生活の根拠がありません。日本で生まれ育った私たちを、外国籍だからといって、生きのうきょう上陸してきた外国人と一緒にして在留管理を強化しようとするのは、私たちの人権となります。

先進国で人種差別撤廃法がないのは日本ぐらいです。むしろ、人種、国籍差別撤廃法の一日も早い整備が強く望まれています。一つの家族に日本籍、韓国籍、米国籍などを持つ家庭が珍しくなくなりました。このたびの法改正におきましては、特に歴史的経緯を有する私たちの要望事項をぜひ組み入れていただき、何ぞ特段の御配慮と改善がなされますよう、重ねてお願い申し上げます。

意見陳述の結びに、一九九一年に日韓外相覚書が交わされ、特別永住資格や指紋押捺の廃止、常時携帯制度の見直しを検討することなどを取り決めたとき、当時の海部首相が、日本国民に向け次のようなメッセージを発表しております。少し引用させていただきます。

我が国には、特別な歴史を有し、私たちと社会生活とともにされてこられた在日韓国人の方々が数多く住んでおられます。これら在日韓国人の方々は、その特別な事情から、いろいろと苦労を重ねてこられており、日本社会において、より安定した地位と待遇を必要としておられます。私は、これらの方々が日本国の社会秩序のもとでできる限り安定した生活を営むようにすることが重要と考えます。私は、世界的な視野に立って、今後の日本社会の建設を進めていくに当たっては、国内におられるこれらの方々と同じ社会に生活する人間として、ともに考え、ともに生きることができます。今後、日本の発展の一翼を担う外国人及びその子供たちが日本で住みやすく生きていくためには、これらの方々が日本国の方々と一緒にして在日韓国人、さらには同様の歴史的経緯を有する他の外国人の方々の立場についての理解と配慮を一層深められますよう心から希望いたしました。

に私たちの切なる希望を託しまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○鳥井参考人 こういう場で発言させていただきます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

○鳥井参考人 こういう場で発言させていただきます。

私は、移住労働者と連帯する全国ネットワーク、略称移住連と申しますけれども、お手元にリーフレットを配付させていただいておりますけれども、その移住連の事務局長を務めております。

鳥井と申します。

私たちの移住連は、一九八〇年代からこの日本の労働市場の求めによつて急増した移住労働者との家族、ニユーカマーの人々に対する差別、人権侵害や労働問題に取り組んできた各地のNGOがオルグをやつております。ちなみに、最近、職業がオルグなどと言います人はほとんどいません。伝統芸能の部類に入るなどと言われたりもしておりますけれども、私は胸を張つてオルグだというふうに言つておるわけです。

また、私自身は、個人加盟の労働組合であります全統一労働組合という、中小零細企業をファーリドとしているわけですが、その労働組合でオルグをやつております。ちなみに、最近、職業がオルグなどと言います人はほとんどいません。伝統芸能の部類に入るなどと言われたりもしておりますけれども、私は胸を張つてオルグだと思います。

さて、この全統一労働組合で、一九九一年からいわゆるニューカマーの組合加入が相次ぎました。これまでで四十カ国、約三千名の外国籍労働者の登録がありました。とりわけ南アジア、アフリカなどからが多く、最近は中国の方もふえました。年間、平均で新規に二百件から三百件の相談事例をこなし、そして、同じく年間、新規で約百五十社との交渉などを行つております。また、一九九三年以来、いわゆる外国人春闘に取り組んでまいりました。そのような経験と、移住連における全国のNGOのネットワーク活動をもとに、現場からの立場で意見を申し述べます。

また、今回の改定に対しては、基本的に反対の

立場で意見を申し上げたいと思います。
ただ、私たちは、やみくもに反対を唱えている
わけではありません。確かに、今回の改正案は、
外国籍住民、移住労働者の置かれている困難な状

況や、外国人差別の悪用と助長や拡大によつて引き起こされている労働基準の破壊やモラルの破壊がもたらすこの社会のひずみに対する、一定の政府の認識を示したものであろうかとは思つております。

私たち移住連は、それぞれの分野で、ずっと貫して、この社会が新しい時代、多民族、多文化が始まっているということですけれども、新しい時代に入ってきてることを、さまざまなもので、加盟団体によつては二十年以上にわたつて訴えてきました。とりわけ法務省はもちろんのことと、政府に対しても、省庁ごとの縦割り的、場当たり的対応ではなく、横断的対応と抜本的解決に

向かた政策、施策を求めてきたわけです。そのことは、集住都市と言われる地方自治体にとつても認識を共有できるところが多々あるかと思います。

そんな私たちに対し、省庁の冷たい対応が長年続いてきました。

しかし、一〇〇六年ごろから急速に、いわゆる受け入れ論議が沸き上がりつきました。これは、人口減少社会への対応が喫緊の課題であるとの危機感からであろうかとも思います。いずれにせよ、従来の单一民族国家論からの転換を意識したものであらうと思います。動機に疑問がないわけではありませんが、今般の入管法改正、一括して正が時代の要請にこたえた動きであることは事実でしょう。つまり、多民族、多文化共生社会に向けた政策議論を始めるということにおいては、私たちが求めるところと同じであるということは言えると思います。

ただ、しかしながら、今般の入管法改正は、金に拙速と言わざるを得ないのでした。

今起きて いる問題、つまり、今や既にこの社会

がさまざまな分野で外国籍の住民や労働者の存在がなくては成り立たなくなっている事実があるに過ぎない。もしかわらず、单一民族国家という事実に反する建前論によつて、多民族、多文化を拒否する余り

に起きて いる社会のひずみや人権侵害、そして労働基準の破壊、壊れてしまつたモラルなど、今までに日々起きて いる現在進行形の本質的課題への抜本的解決を図るのではなく、これを避けて、外国籍の住民や労働者を管理、監視の対象とするも

のであり、かつ、そのことが区別・差別を拡大するものであると言わざるを得ないものです。また、外国人を使い捨て労働力としてみなして、いかに効果的に活用するのかということのみにポイントがあるのでないかとの疑念さえも生まれる内容ではないかと思います。

例えば、入管法改正案の提出背景といいますか情勢について、このように記述されております。

抜粋しますが、「在留外国人の国籍も多様化してきております。このような中で、転職、転居を頻繁に繰り返す方も少なからず見受けられる等、在留外国人の方々の在留状況の正確な把握が困難になってきており、中略しますけれども、「国民健保」なってきます」とあります。

おりです。ところが、その解決アプローチが全く違つてゐるわけです。在留外国人、法案の言葉を使ひます。が、在留外国人が好きこのんで転職、転居を繰り返しているわけではありません。安定した職業、雇用があれば、転職、転居が起きないことはだれが考えても明らかなことです。事実そうです。つまり、なぜ在留外国人に安定した雇用がないのか、派遣などの非正規雇用、非正規労働しかないのか、そのことを抜本的に解決する政策、施策が求められているのであり、在留外国人に対する罰則を強化することで対応するというのは、社会全問題も生じており、「となつています。事実そのとおりです。

般を見渡した解決ではなく、一層混乱と差別拡大

をもたらすものであると言わざるを得ないわけです。さて、限られた時間ですので、幾つか具体的な点について述べます。

個人情報の集中とデータマッチングの問題については、既に述べられておりますから、問題が生じることだけを指摘し、省略させていただきます。所属機関の届け出義務化についても、もう既に述べられておりますが、別表第一の在留資格対応力

者はもう既に六十五万人にもなりともに働き勉学し、家族を形成し、地域や職場の一員となるなどしているわけです。その外国籍住民や労働者を対象に、企業や公共団体、宗教団体、日本語学校、大学、専門学校などに対しても、個人単位で就労状況、在籍状況、研修状況、就学状況を報告させることを義務づけています。これは外国人登録制度にはなかつた新たな管理方法で、公権力の介入による

機関からも、学生の氏名、生年月日、国籍、在留カード番号、在籍事実、退学、除籍等の情報を、法務省の外国人管理を担うことになります。

所在不明事実などを届けさせます。また、雇用牛馬の登録では、二〇〇七年十月から施行されている雇用牛馬の登録と併せて、厚生労働省経由で行政手続を簡略化するための情報提供を求める事ができます。しかし、届け出事項は、法律ではなくは務省令で幾らでも拡大できるようになつていい旨が規定されています。これでは、外国籍住民、労働者への行政サービス促進ではなく監視することとなつてしまふに至りますし、著しい力関係のアンバランスが生まれ、士民社会に差別を持ち込み、拡大することになるのではないかでしょう。

次に、在留資格の取り消しについてですが、これらも既に述べられてるので省略させていただきます。

同時に、義務規定と罰則等についても、同様の

意見が述べられております。

ただ、一九九九年の外登法改正審議の際に、この法務委員会で附帯決議をしております。その附帯決議では、「外国人登録法に定める罰則について、他の法律との均衡並びにこの法律における罰則の適用範囲を明確化する」として、罰則の適用範囲を明確化する方針が示されています。

則間の均衡など、適切な措置につき検討を行ううえで、「と」となっています。今回の入管法改正案では、この附帯決議を無視していると言わなければなりません。

は私と同様の問題に対する指摘の意味がありましたので、これについても省略させていただきま

法改正案では、前述した常時携帯義務の問題や、依然として管理制度内に置こうとしている問題、超過滞在者、難民申請者の行政サービスからの排除の問題などがありますが、時間の関係上、詳細は配付資料をごらんいただきたいと思います。さて、外国人研修・技能実習制度ですが、こね

もまた、現状起きている問題についての認識は、これまで私たちが繰り返し指摘してきたことが幾分かは功を奏してきたのか、共有されつつあるところが入管法改正案の前提認識としてうかがうことができます。しかし、今回の改正案には、この制度についても明確に反対の立場で問題を指摘させていただきます。

今回の改正案は、基本的に、日本への労働者の入り口として、技能実習制度あるいはその枠組みを固定化させるものであると言えます。

そもそも技能実習制度は、従来の研修をより実践的なものとして、開発途上国への技術移転を目的としていたものです。それでは今回の改正で設立される在留資格の技能実習は、研修といかななる関係になるのかが不明確、あいまいなものとな

いろいろなそういう入管法の問題はあるにしても、ちょっとおいておいて、お気持ちとして、将来、日本のあるべき姿というのは、皆さんいろいろと立場が違う形でこの関係も今までかんでいらっしゃるので、百年じゃなくて結構です、二十年か三十年後、一体日本はどうするべきだというのは、こういう機会ですから、もしよろしければ参考人にお話を伺いたいと思いますので、市長さんの参考の方からよろしくお願ひします。

○清水参考人 集住会議で私がよく述べてきているのは教育の問題であります。

それは、二十年後、三十年後を考えたときに、

家族として永住をしているその子供たちが、必ず

成人になり、我々の仲間として、また知的にも、

単なる労働者だけではなくて、我々以上の能力を

持つている方々も大勢出てくるような環境づくり

をしなきやいけないだらうというふうに実は思つております。

ですから、今は単に労働者としてのニューヨー

ーでありますけれども、二十年後、三十年後に

なりますと、単なる労働者だけではなくて、先ほ

どありましたように、きつい仕事とか汚い仕事と

か、そういったものをやるだけでなく、やはり

彼らの中から東大を卒業してもらうとか、あるいはどこかのお医者さんになるとか、そういったこ

とをやっていたら、私たちのやはりパート

ナーとして共生の時代をこれからつくり出していく

かなきやならない。そのときのために、今ルール

改正をきちっとしてもらうことが非常に大事だと私は思っています。

これは、どこに住んでいるか、何をやっているか、やはりこれは国と地方で共有のテーマとし

て、彼らと共に存していく中で必要欠くべからざるものというふうな認識であります。

ぜひ教育、あるいは将来の彼らを考えたときにもう一つは、もう長くおられて、いわゆる定住、永住していく在日、それから、数年

外国人という待遇の状況ですが、日本におられる

外國人の方々は、自分が見るところは三つに分けられるだろう。一つは、もう長くおられて、いわ

ゆる定住、永住していく在日、それから、数年

おつて、商社マンとかいろいろな方々は駐日、そ

れから通過外国人と大きく三つぐらいに分けられ

るのかなと思うんですが、もう在日になつた方々は、いわゆる日本国民に準じた扱いをして、幅

広く受け入れいかなければ、日本がこれからどう

うことです。以上です。

ただ、個人的に、事実認識としてまずどうな

かということから考えますと、例えば、今、毎年

外国人の方が日本に永住していくという方が年間

五万人、去年でいいますと六万人ぐらいいらっしゃる。そしてまた、帰化をしていく、日本人になつていくという方、これは顔の様子、髪の色も違つわけですけれども、そういう方が年間、去年で一万三千人いらつしまる。

こういった方が年々ふえていく、これはもう現実の問題として、今そなつてているということは我々はまず踏まえなければいけないのかなと。こ

ういった世界の流れの中で多民族化、たくさん

の民族の方が日本社会の中で生活していくとい

うことは、やはり流れとしてなかなか押しとどめる

技能実習というものでしかない、あるいはスキル

別の中にはありますけれども、今必要とされてい

る、あるいは農業や漁業、それから製造業のとこ

ろでの働き方というものがないわけですね、ある

いはサービス業もそうですけれども、一つは、この働き方の在留資格をどうするのかということは

早急に考える必要があると思います。

もう一つは、今述べられましたけれども、これから

の社会のあり方を探していくといふのが

ことは難しいのではないかなどというふうに思つておりますし、またそれを積極的に評価して、新

しい形での社会のあり方を探していくといふのが

これから一つの社会の課題ではないかななどといふうに私個人は思つております。

○徐参考人 二、三十年後の日本のあり方とい

りますが、自分は、外国人の定義、それから日本国民の定義も含めて、新たな定義の仕方が必要であ

ろうかというふうに考えております。

私はもう五十六年、日本で生活して、な

るが自身がもう五十六年、日本で生活して、な

れる定住、永住していく在日、それから、数年

から、やはりこれは将来の彼らを考えたときにもう一つは、もう長くおられて、いわゆる定住、永住していく在日、それから通過外国人と大きく三つぐらいに分けられ

るのかなと思うんですが、もう在日になつた方々は、いわゆる日本国民に準じた扱いをして、幅

広く受け入れいかなければ、日本がこれからどう

うやつてアジアの中で、また世界の中でやつてい

くのかなという危惧を率直に覚えますので、そう

いう意味で新たな定義づくり、幅をつくつて、

そういう私たちも共生のシステムをつくるべき

だというふうに考えております。

以上です。

○市川参考人 少子高齢化の中での労働問題とい

いますか、労働人口をどう考えていくかというこ

とについて、日弁連という立場で何か意見をと

うことは、なかなかその立場上からもちよつと申

し上げかねる部分がござります。

ただ、個人的に、事実認識としてまずどうな

かと/or かということから考えますと、例えば、今、毎年

外国人の方が日本に永住していくという方が年間

五万人、去年でいいますと六万人ぐらいいらっ

しゃる。そしてまた、帰化をしていく、日本人に

なつていくという方、これは顔の様子、髪の色も

違つわけですけれども、そういう方が年間、去年

で一万三千人いらつしまる。

こういった方が年々ふえていく、これはもう現

実の問題として、今そなつてているということは

我々はまず踏まえなければならないのかなと。こ

ういった世界の流れの中で多民族化、たくさん

の民族の方が日本社会の中で生活していくとい

うことは、やはり流れとしてなかなか押しとどめる

技能実習というものでしかない、あるいはスキル

別の中にはありますけれども、今必要とされてい

る、あるいは農業や漁業、それから製造業のとこ

ろでの働き方というものがないわけですね、ある

いはサービス業もそうですけれども、一つは、この

働き方の在留資格をどうするのかということは

早急に考える必要があると思います。

もう一つは、今述べられましたけれども、これ

から、やはり東大を卒業してもらうとか、あるいは

どこかのお医者さんになるとか、そういうったこ

とをやっていたら、私たちのやはりパート

ナーとして共生の時代をこれからつくり出していく

かなきやならない。そのときのために、今ルール

改正をきちっとしてもらうことが非常に大事だと私は思っています。

これは、どこに住んでいるか、何をやっているか、やはりこれは国と地方で共有のテーマとし

て、彼らと共に存していく中で必要欠くべからざるものというふうな認識であります。

ぜひ教育、あるいは将来の彼らを考えたときにもう一つは、もう長くおられて、いわゆる定住、永住していく在日、それから、数年

から、やはりこれは将来の彼らを考えたときにもう一つは、もう長くおられて、いわゆる定住、永住していく在日、それから通過外国人と大きく三つぐらいに分けられ

るのかなと思うんですが、もう在日になつた方々は、いわゆる日本国民に準じた扱いをして、幅

広く受け入れいかなければ、日本がこれからどう

うやつてアジアの中で、また世界の中でやつてい

くのかなという危惧を率直に覚えますので、そう

いう意味で新たな定義づくり、幅をつくつて、

そういう私たちも共生のシステムをつくるべき

だというふうに考えております。

以上です。

○鳥井参考人 労働人口の減少についてです

が、基本的にはやはり入り口の問題があると思いま

す。この入り口を、残念ながら日本の場合には

働くということについての在留資格がないわけで

すね。労働者を労働者として受け入れる在留資格

といいますか、これについてどうしていくのかと思

います。

先ほども申し上げましたけれども、今のところ

技能実習というものでしかない、あるいはスキル

別のものにはありますけれども、今必要とされてい

る、あるいは農業や漁業、それから製造業のとこ

ろでの働き方というものがないわけですね、ある

いはサービス業もそうですけれども、一つは、この

働き方の在留資格をどうするのかということは

これまでに踏まえなければいけないのかなといつ

うふうに私個人は思つております。

○徐参考人 二、三十年後の日本のあり方とい

りますが、自分は、外国人の定義、それから日本國

民の定義も含めて、新たな定義が必要であ

ろうかというふうに考えております。

私はもう五十六年、日本で生活して、な

れる定住、永住していく在日、それから、数年

から、やはりこれは将来の彼らを考えたときにもう一つは、もう長くおられて、いわゆる定住、永住していく在日、それから通過外国人と大きく三つぐらいに分けられ

るのかなと思うんですが、もう在日になつた方々は、いわゆる日本国民に準じた扱いをして、幅

広く受け入れいかなければ、日本がこれからどう

うやつてアジアの中で、また世界の中でやつてい

くのかなという危惧を率直に覚えますので、そう

いう意味で新たな定義づくり、幅をつくつて、

そういう私たちも共生のシステムをつくるべき

だというふうに考えております。

以上です。

○武藤委員 それぞれの立場で、皆さん共生とい

う形でお話をいただいて、ありがとうございます。

民族、多文化という現実に目を当てた施策をやつ

ていくことが、いわゆる少子高齢化に対する一つ

の対応になつていくというふうに考えております。

私も、生まれて五十年以上たちましたけれども、多

くのかなという危惧を率直に覚えますので、そう

いう意味で新たな定義づくり、幅をつくつて、

いくと、この政策、施策は間違つていいだろ

う。

それから、教育の問題もありますけれども、多

民族、多文化という現実に目を当てた施策をやつ

ていくことが、いわゆる少子高齢化に対する一つ

の対応になつていくというふうに考えております。

民族、多文化という現実に目を当てた施策をやつ

ていくことが、いわゆる少子高齢化に対する一つ

の対応になつていくというふうに考えております。</p

ちやうというのが、いろいろ話を聞いていると、今一番そこが最大の大きな問題ではないのかなと思つております。ですから、雇用の問題、いろいろな形で我々もしっかりと皆さんと一緒に勉強しながらまだやらなければいけないと思つております。

ちょっと話を先に進ませていただきますが、清水参考人にお聞きしますけれども、私どもも、市長さんが大変苦労をしているところがあると思います。さつきおっしゃられた教育の問題もそうなんですが、文科省と、いろいろ縦割りの中で日本というのは政治が進んできていますので、最近やつと横割りといふのか横軸をつくって、それぞれ連携をし合いながらという形で、省庁連絡会議というのを開かれています。

太田市は特に日本でも最大数をお持ちになつていらっしゃる外国の方いらつしやるので、教育について一番困られている点が一つか二つあると思います。いわゆるお金の問題もそうだと思いますけれども、いかに参加させるかとか、そんなようなことを、ちょっとさう参考人にお知らせいただければと思います。

○清水参考人 集住会議が始まつたころ、高校への進学率が約四五%ぐらいの外国人、特にラジル、ペルー、南米系の方々であります。それが現在は八五パーまで来ました。しかも、学校に通う数も現在ふえまして、外国人学校に行つて、ブラジル人学校に行つている人と比べますと、大体三対一ぐらいで公立の学校に来ている方が今非常に多くなつてきているというような状態であります。

ですから、それをするために何をしたらい

か。これは国にもいろいろ要求しましたが、何も国はしてくれません。仕方がないに、うちの方で

ブラジルに参りました、先生方を募集して、先生

をブラジルから連れてきました。

これはなぜかといいますと、彼らに生まれた子供たちが母國語を忘れてしまうのは非常に悲劇であります。ですから、母國語をちゃんと覚

えながら日本の勉強をして進学していくというシステムをつくりたいというようなことで、教育には取り組んでいました。結果として、今言つたような八五%、恐らくもうすぐ九〇%程度の高校進学率になるというふうに思つています。

その際にせひお願ひしたいのは、母國語を忘れ

ない、例えば南米系の今ニユーカマーと言われて

いる人たち、これをやはりつくついくというこ

とが教育の分野でも絶対に必要である。そのためには、やはり入管法の改正をやつて、太田市に住

んでいるということをきちっと確立してもらいたい。子供たちが太田市にいますよ、太田市にいることによって私たちが教育の機会を彼らに与える

ことができるということになるわけでありまし

た、太田市に在住しているのか、仙台にいるの

か、わけのわからない状況というのを一刻も早く

変えてもらいたい。そのことによって、サービス

供給ができるというような筋書きになつていく、

そのように思つております。

○武藤委員 私も、随分前に法務省さんからこの

レクチャヤーをちょっと受けました。ですから、そ

の辺の移動に対する配慮というのは今回相当さ

れているというふうに判断しておりますので、御期

待がかなうように精いっぱい努力をまたさせてい

ただきます。

それで、もう一件、教育の問題と、一つ気がか

りるのは、例の社会保障の関係。

○武藤委員 私も、随分前に法務省さんからこの

レクチャヤーをちょっと受けました。ですから、そ

の辺の抵抗感というのは、解決策というのは

何かないんでしょうか、日弁さんから見て、そ

ういうような見方というのはできないでしょうか。

○武藤委員 ありがとうございます。

徐さん 民団さんは、私の地元でいろいろお話

を伺つて、いつもおいしいものを食べさせていた

先ほどの中で、今度外国人登録制度から変わります。

二十年後、三十年後を考え、介護保険にも加入

してもらうというようなことは絶対に必要であります。

でも、そのためにも、しつこく言うようですが

れども、やはり居住はきちっとしてもらわないと

何も打つ手がないというような事態に必ずなると

いうことあります。

でも、そのためにも、しつこく言うようですが

れども、やはり居住はきちっとしてもらわないと

しゃつておられる、これから。

今、法務省の統計では二百十五万、外国人が住

んでいますけれども、我々は、実は一番古いオーラドカマーなんですね。ですから、我々の待遇が一つのモデルになるんですね。

ですから、我々、長年お願いしていますけれども、やはり、長年おられましたら、日本国民に

準じた待遇をどのようにしていくかという施策、具体的なもの、これがなされないと、どんどんニューカマー、新しい人たちが入ってくる、

オールドカマーのきちつとしたものがないのに、じや、どうするのかということがありますので、それをきちっと精査して、きちっと区分して、順序よ

く手当をしていくという措置が非常に大事になります。特に、これから日本は外国人をどんどん受け入れざるを得ない。少子高齢化の問題もあります。そういうこともありますし、国際社会における日本の役割もありますので、その点、ぜひお願い申し上げます。

○武藤委員 ありがとうございます。大変参考にさせていただきます。ただ、時間が短いの

で……。

私は、外国人研修制度のあり方自体、本当にこ

れはいろいろあると思います。おっしゃっていることは当然なんですね。逆に、今働いてい

ただいている企業側から言うと、この制度自体がなくなつた場合には、多分破滅する会社が非常

にたくさん出てくるというのが私どもの地元でも実態でございまして、そこにメスを入れなきやいけないとは十分知りつつ、どういう形でこれからやつていつたらしいのか。また先生方がこれから御質問されるので、参考にさせていただきながら、いい取り組み方を、とにかく希望に満ちあふれた日本をつくつていかなきやいけないと思います。

私どもとしては、前者については、先ほど申し上げたとおり、これは当然人権に対する制約もは

だくことを心から念じて、参考人への質疑を終わ

らせていただきます。

どうもありがとうございました。

○古本委員長 次に、古本伸一郎君。

参考人の皆様には、本日はありがとうございました

前段の委員会の中で政府の見解をただしたわけ

でありますけれども、適法に滞在されておられる

外国の方に関しては便利になる、他方、不法に残

じや、どうするのかということがありますので、そ

をきちっと精査して、きちっと見定めて、今

ぜひこの機会にそのこともきちっと見定めて、今

後のあるべき外国人政策の抜本的な見直しと、一

くくりで在日外国人はくくれないんですね、そこ

をきちっと精査して、きちっと区分して、順序よ

く手当をしていくという措置が非常に大事にな

ります。特に、これから日本は外国人をどんどん受け入れざるを得ない。少子高齢化の問題もあります。そういうこともありますし、国際社会に

おける日本の役割もありますので、その点、ぜひお願い申し上げます。

○武藤委員 ありがとうございます。大変参考にさせていただきます。ただ、時間が短いの

で……。

私は、外国人研修制度のあり方自体、本当にこ

れはいろいろあると思います。おっしゃっている

ことは当然なんですね。逆に、今働いてい

ただいている企業側から言うと、この制度自体が

必要性や、必要最低限なものかということについての吟味はきちっとしなきやいかぬというのがまづ一つのスタンスでございます。

後者の住民基本台帳法の改正に関する言えれば、ビスという視点からとらえ直して制度をつくつていくということについては、私どもも評価をしているところでございます。

ただ、今おっしゃっていた在留資格のな

い方について、これから除かれしていく方がどうし

ても出てくるということについては、私どもが一

つ懸念しておるのは、先ほど出ておりました、例

えば教育の問題で、教育を受ける権利というの

は、国際人権条約の社会権規約等で、在留資格の

あるなしにかかわらず、子供に対する教育という

のはしなければいけない、それは子供の権利であ

るというふうに定められておりますので、これを

実質的にどうやって保障していくのかということ

はやはり落としてはならない視点ではないかなと

思います。

○清水参考人 私、先ほどからお話ししているよ

うに、私どもが一刻も早くやつていただきたいの

は、この法改正をぜひやつていただきたい。これ

もひとしくしたいというふうに思っていますけ

ども、ターゲットがいるかないかわからな

い、これは自分たちの計画をつくる上でも非常に困った話であります。

私は、外国人研修制度のあり方自体、本当にこ

し、管理される側の、ここに適法に住んでいる人たちはいろいろな生活実態をもつときちつと組み入れて、きめ細かいものが必要であるかと思

ます。

特に懸念されるのは、罰則規定が余りに厳しいのではないか。適法にここに住んでおる方々に対するいろいろな変更届、いろいろな届け出がある

んですけれども、これが刑罰、刑法に準じて非常に厳しいものがあるということは、今後やはり日

本で永住、定住していく方々とともに生きていく場合には、これはどうかなと。

といいますのは、今、実際に我々は、近くに皆

おるんですが、もう国籍が国際化しているんで

す、一つの家族の中に。その中にいろいろな分断をつくるということで、逆に壁をつくっていくと

いいことで、いろいろな支障があると思いますの

で、私は、この法務委員会におきまして、やはり

もつときちつと精査されまして、きちっときめの

細かい手当てをしないと、後々禍根を残すのでは

ないかというふうに感じております。

○鳥井参考人 今、午前中の審議のことをお聞き

しましたけれども、そのように、適法に滞在して

いる者とそうでない者というこの分け方がこの

で、そして就学を促すということができていたわ

けですけれども、今後はそれができなくなつてしま

う。つまり、住民票に記載されていないという

ことは、ただ権利として認められているという

ことだけではなくて、今までには、外国人登録があ

一万人、それが平成二十年には四十九万人でありまして、シェアでいきますと、平成十六年には一五%だったものが、二十年には二三%になつてゐるんですね。これは恐らく、日本人の配偶者であつたり先ほどの、ブラジル人の方々が日本に長くいて功績が認められ、永住が認められるケースやら、いろいろあると思うんですね。

それから他方、特別永住者が四十六万人でシェア二三%でいらっしゃったのが、平成二十年には四十二万人でシェア一八%まで減つてきてゐるんですね。恐らくこれは、だんだんとその数が減つてしまつてゐるということで受けとめるんです。そつしますと、いかに共生していくかというふうに恐らく尽きると思うんです。二、三、具体的な話なんですけれども、いろいろ外国人労働者の窓口をしていらっしゃるということですが、働いて稼いだお金をお国に、親兄弟に送金をする場合といふのは、大体、知つていらっしゃる方でいくと、日本の三菱UFJ銀行の窓口から振り込みに行くのか、残念ながら、銀行法違反に当たる地下銀行といいますか、いわゆる非合法の銀行を通じて送金する人が多いのか、感覚からいうとどちらが多いですか。

○鳥井参考人 正直申し上げまして、二十年前と今は大きく変わりました。議員御指摘のとおり、二十年前は、必ずしも正規のルートではないといふこともあつたわけですが、最近は、ほぼ通常の銀行からの振り込みというのがふえているというふうに思います。

○古本委員 ところが、不法残留なさつてゐる方については外登証がこれからは出なくなるわけですね。今、法務省の不法残留者でも外登証を、例えば太田市長が出てくださつたおかげで、法定受託事務として出してくださいとおかけで、日本の社会において、市民生活において支障はぎりぎり來していなかつたと思つうですけれども、銀行の窓口で振り込むにも、外登証がないと十万円以上はお国に送金できなくなるんですね。これは、別途マネロン法の規制、マネーロンダリングを規

制するためにやる、これ自体は必要なことだと思ふんですけれども。

それから、実は、単純に外登証を、不法残留の方については没収というんでしようか、今後、無効にするということに関して言うと、実は今、太田市に住んでいらっしゃる外国人の方は、今後は銀行の窓口では送金できなくなる懸念があるんですけれども、いかがですか、市長。

○清水参考人 私の立場から、ほとんど答えられない質問なのであります。

ただ、不法滞在そのものは、やはり原則よくない。よくないといえばよくないですね。我々にとっても、そんなに何ら益するものはない。共存していくには不適な位置づけであるというふうに私は思っていますし、振り込めないので仕方がない以上です。

○古本委員 実は、これは先ほど警察庁から聞いた資料でけれども、七千八百億円ぐらいが地下に潜っているらしいんですね。ですから、せつかく日本で付加価値を生み出して、本当に身を削つて稼いだお金であれば、お国で待つておられる御家族もいるでしょうから、できれば日本の金融機関を使って適法に送金していただきたいと思ってるんです。

○鳥井参考人 議員御指摘のとおりだと思います。実は、その懸念があるということなんですが、実は日本人で、こちらは韓国籍で、それで何か差があるということになると、これはまさに家庭内でぎくしゃくいたしますし、他方で、学校の中で仮にそういう差があるとしたならば、どうなるかということなんです。

○徐参考人 まさに、その懸念があるということなんですね。

徐さん、要するに、韓国の特別永住者の子たちというのは、大体韓国学校に行くんですか。朝鮮学校に行くんですか。それとも、日本の学校に行かるんですか。

○古本委員 我々は、九七%以上ですかね、日本の学校に通つております。というのは、韓国の学校は四つしかないんですよ。東京に一つと近畿に三つと、限られていますので、ほとんどが日本の学校にずっと通つてゐるという状況です。

○徐参考人 我々は、先般の当委員会で自民党の先生がお尋ねになつていて、私も気づいたといいますが、へえと思ったんですけれども、今回、有効な旅券を持っておられるということが条件に

は現に働いているわけですね。税金も払つておるわけです。この人たちをどうしていくのかについて、たゞ單に帰れというだけでは解決はつかない。この人たちをどうするのかということの道筋を、ぜひとも御検討いただきたいなというふうに思つております。

○古本委員 それから、徐さんにお尋ねしたいと

思ふんです。今、一つの家族の中でいろいろな国籍を有する家族の形態というものが生まれているということでもありました。それから、太田市長からは、教育の問題が心配だという、御著書を拝見いたしましたが、布拉ジル人の子たちの教育のことを書いておられました。

実は、事前に文科省から外国人学校のデータを入手していたんですけども、今インターネットショナルあるいはそういう南米系学校、韓国学校、朝鮮学校、いろいろあるんですが、全体で、学校教育法百三十四条に基づく各種学校という扱いになつておりまして、別途都道府県知事の認可を受けておられるということなんですね。家庭内で、この人は日本人で、こちらは韓国籍で、それで何か差があるということになると、これはまさに家庭内

で仮にそういう差があるとしたならば、どうなるかということなんです。

○古本委員 これはそういうことになるんですけども、他方で、特別永住者の中の、日本にいらっしゃる、いわゆる在日と言われる皆様の中には、韓国籍の方と朝鮮籍の方がまたぎくしゃくますし、全国を回つてみると、皆さんも今回のその件に関しましては非常に喜んでおりまして、三年後でなくしてすぐにでもしてほしいということです。

○徐参考人 今回、公明党の大口先生や皆さんのお尽力もあつたんですね。長年の、もう何十年ですか、自分だけでも三十年以上運動してきましたので、非常に進展したと高く評価しておりますし、全国を回つてみると、皆さんも今回のその件に関しましては非常に喜んでおりまして、三年後でなくしてすぐにでもしてほしいということです。

○古本委員 これはそういうことになるんですけども、他方で、特別永住者の中の、日本にいらっしゃる、いわゆる在日と言われる皆様の中には、韓国籍の方と朝鮮籍の方がまたぎくしゃくますね。ですから、この問題がもしかして、こういう学校の子供たちのレベルにおいて何か同じ学

校の中に混在すると、また話がややこしくなるな

という懸念があるんです。

実感として、このインターネットショナル、それぞれ外国人学校がありますけれども、二つのお国の子供にどのように教育させるかということもありますので、それはいたし方ないと思いますが、ほ

とんど余り例はないんじゃないかなと思うんです。

なつて、今回の改正にはいろいろ御不満が、不十分だというおしかりも随分いただきました。

一方で、特別永住者の皆さんについては、少なくとも、今まで再入国の審査を受ける場合には手数料をちょうどいいだいたしてあります。その金額が、これは年間で、例えば平成十九年ですと二十

けれども。

○古本委員 そうすると、どちらかに学校の単位で分かれているという感じなんでしょうか。

○徐参考人 詳しくは私もまばらにしておりませんけれども、と思いますね。やはりおのずと分かれますし、特に私どもの認知では、朝鮮学校というのはやはり思想教育、北を云々ということを言つておりますので、韓国籍の者は、例外はあるかもしれませんけれども、基本的にはそちらには行かないというふうに考えております。

○古本委員 そういう意味では、同じ学校の中で、パスポートの色も違い、そもそも旅券を有効なものを持つているかどうかの違いによる差によつて、子たちが何か心が傷つくという懸念は余りないということでいいんでしょうか。

○徐参考人 今件に関しましては非常にありますね。それはまた別の問題で、有効な旅券は何をいうのかということもありますけれども、いわゆる朝鮮籍の者は韓国のパスポートは持てません。

ただ、人道的に韓国政府が、定期的といいますか、いわゆる墓参団的なもので、臨時の、一回有效的のパスポートを一九七〇年代から発行しておりますけれども、これは一回限りで、人道的な措置ということがありますから、国籍を変えずにいる者たちはパスポートを持っていないはずです。

○古本委員 時間が参りましたので終わります。いずれにしても、足らざるところがあるという御指摘、それぞれの参考人からいただきましたで、また今後の審議に生かしてまいりたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○山本委員長 次に、大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口でございます。

本日は、清水参考人、市川参考人、徐参考人、鳥井参考人、お忙しいところ、ありがとうございました。

それでは、時間もございませんので、まず、清水参考人からお伺いをさせていただきたいと思います。

清水参考人、太田市の市長を長年やられて、集住都市会議でも座長ということで、私は静岡県なものですから、浜松とかが加わつておるわけであります。最近非常に雇用が大変な状況の中での子供に係の方は大変な状況になつていて、特に子供にしわ寄せが來ているということで、私ども、これ

は国がもつと対応すべきだという市長の、また集住會議の本当に強い御意見がある、このように聞いております。

そういう中でありますて、今回、一番多文化、多民族共生社会を実践されているのは清水市長のところではないかな。教育におきましても、ポルトガル語ができる、しかも、教員はブラジルか日本教員免許を持つた人で対応している。しかも一クラスに三人、国際学級という形でやられている。私どもは非常に先進的な取り組みだと思っております。

そういう中、やはり行政サービスを提供するにあは、本当に太田市だつたら太田市の住民かどうか、これを確実に把握する基盤というものが今までなかつた。これが今の市長のお話だと思うわけです。

そういう点で、実は、今回の入管法の中で、在留資格の取り消し事由として、上陸して九十日以内あるいは居住地が変わって九十日以内に届け出をしないと在留取り消しの事由に当たる。ここが非常に厳しい、こういう御意見もあるわけであります。内あるいは居住地が変わつて九十日以内に届け出をしないと在留取り消しの事由に当たる。ここが非常に厳しい、こういう御意見もあるわけであります。内あるいは居住地が変わつて九十日以内に届け出をしないと在留取り消しの事由に当たる。ここが非常に厳しい、こういう御意見もあるわけであります。

○清水参考人 私は、そこは緩和してあげることが大事かなというふうに思います。これは、規則は規則でありますけれども、例えれば免許証の更新のときに、どこかへ登録しておくと手紙が必ず来て、あなただ、免許証の期限が切れますよという、安全協会ですかね、そこから連絡

が来るわけですから、同じような形で、居住さえしつかりしていれば、必ずどちらか、あるいは転居先がはつきりするかどうか、登録していく場合でも連絡可能なような形にしておいてあげて、やはりそこは留保すべき期間というものを設けなければなりませんか。親の都合で子供たちまで同じような形で日本にいることを拒否されるというようなことがあつたら、本当に気の毒だと

いうふうに思います。ですから、その範囲を余り窮屈にしないことがいいんではないかなというふうに思います。次に、市川参考人、日弁連でこの問題をずっと取り組んでこられたわけでございます。その中で、例えば、国が外国人の生活の細部に立ち入り個人の生活を監視することを許し、外国人が犯罪の温床となつてゐるのではないかという偏見や差別を助長するおそれがある、あるいは、プライバシー権ないし自己情報コントロール権の保障、外国人の差別的取り扱いの禁止等の観点から問題点を含む、こういうふうに今おつしやつてゐるわけであります。

そして、在留カードの番号について、これがその中でも非常に大きな問題がある、こういうお話をございますが、その点について、ちょっとと御見解を確認したいと思います。

○市川参考人 これまで、カードの番号がどうついているかということはそれほど意識されな

ます。が、住居をきちっと正確に把握するという観点からいって、このような取り扱いについてどうお考へになるか、お伺いします。

○清水参考人 私は、そこは緩和してあげることが大事かなというふうに思います。これは、規則は規則でありますけれども、例えれば免許証の更新のときに、どこかへ登録しておくと手紙が必ず来て、あなただ、免許証の期限が切れますよという、安全協会ですかね、そこから連絡

が来るわけですから、同じような形で、居住をかけて、この番号の人と言えば、その番号はそれが一つしかございませんので、名前や生年月日とは違う、本当に固有のものでございますから、それで全部情報をごつそりと統合することができることになつてしまつ。

ですから、そういう意味で、住基カードのときにも住基番号というのが非常に神経質に、これを書くべきではないという議論が起きたわけでもございまして、今回もやはり同じような配慮をするということになつてしまつ。

その点で、今回、入管法の改正では、どうしても在留管理というものは目的に出てきてしまいますので、個人のプライバシーであるとか情報コントロール権、これは外国人であつても、やはり同じよう人に権として守られなければいけませんので、このあたりの配慮がやや欠けていたのではないか。

そういう意味で、せめて現行の住基法と同じようなたてつけの保護方針の仕組み、これをやつていただきたいな、こう思つてゐるわけでございます。

○大口委員 この問題につきましては、やはり入管という目的に沿つた形できちっとやっていかなければいけないし、濫用があつてはいけないのではあります。また、行政機関による個人情報保護法等も、当然これはしっかりと厳守していかなければいけないことだと思っています。

ただ、この番号というものを、要は、外国人が届け出をする場合に郵送でもできるようにとか、利便性を向上するために活用するというプラスの面もあるのではないかと思うわけでございまます。

それでは、徐参考人にお伺いをしたいと思います。

徐参考人は一九五二年の生まれだと。ちょうどサンフランシスコ講和条約があつて、特別永住者、韓半島から来られた方が一方的に国籍を失わ

される、こういう状況があつたわけです。一九四五には選挙権も剥奪されている。そういう点では、私ども日本人としてもしつかり銘記しなければならない、こういうふうに思つておるわけでございます。

そういう中でありますて、これは十年前の衆議院、参議院の附帯決議で、この特別永住者の、當時は外登証、今は特別永住者証明書の携帯義務について、特に特別永住の方についてはしつかり配慮しなきやいけない、こういうことで、私どもも、徐参考人を初め民団の団長様以下、一緒に森法務大臣のところにもお伺いしたわけございまして、そして、やはりこの携帯義務というものは削除すべきではないか、それから、行政罰であつても十万円の過料、これも削除すべきではないか、こういうことを一緒に森法務大臣に要望いた次第でございます。

実際、この行政罰の十万円の過料、これはこの十年間一件もこういう適用がないわけでありまして、もう弾力的運用ということを法務大臣もおっしゃっていますので、実質は即時に身分を把握するための機能は有していないのですね。

私どもは、やはり衆議院、参議院の附帯決議、立法府の附帯決議は重く考えるべきである、こういう観点からも、今回の特別永住者についての特別永住者証明書の携帯義務あるいは行政罰、こういふものは削除すべきだ、こういうふうに考えておる次第であります、徐参考人から、その件について思いを語つていただきたいと思います。

○徐参考人 冒頭、意見陳述でも申し上げましたけれども、これは我々の積年の宿願といいますからお願いです。

我々、もう四十年余り、ずっとこの常時携帯と僕はそれはなかつたんですけど、昔は家にはふろがありませんから、近場の銭湯に行くんですけれども、だれが外登証を持つていくんですか。そういうところで幾度もやられたとか、昔はそつ

いう時代の影響もあつたんでしようけれども、いろいろな取り締まり、いじめとかいろいろなことを受けてきたと。

二世は特に、自分は仕事柄、全国を何十年間回っているんすけれども、車を運転するときに、ちょっとと家に外登を忘れてきて、検問で外登がないと、これは不携帯だと。不携帯は刑法を適用しますから、それで署に引導しまして、調書をとつて云々ということで、不携帯だけで前科がつくんですね。

この非常に嫌な思いを積年受けてきましたので、皆さんには、特別永住者から常時携帯制度そのものをぜひなくしていただきたい、こういう思は非常に強いんです。十年前も自分は担当していましたが、結局、その廃止に至らず、附帯決議で終わってしまったという非常に残念な思いがあります。このたびはぜひこれを実現していただきたいし、あわせて一つお願ひがあります。

先般、森法務大臣にお願いしたんですが、一般永住者の枠が余りに広いんですよ。特別永住者として住んでいる者及び子孫に与えられるものです。が、一般永住者の中には、戦前から住んでいて、戦後すぐ韓国に戻って、またすぐに戻ってきた方々が結構おられるんですね。この者たちは特別永住資格が適用されない、継続性がないものですから、一般永住ですね。彼らは三十年も四十年も一般永住なんですね。だから、最近五年、十年で一般永住を取った方とは雲泥の差があつて、納税額も莫大ですね。

だから我々は、十把一からげで一般永住をくくるのではなくて、例えば、自分は申し上げているんですけれども、一般永住を獲得して五年もしくは十年経過した者は、できれば日本国民に準じた扱い、もしくは特別永住者に準じた扱いをしないと、これからどうするんですかということを申し上げております。

そういうことで、今回、諸先生方の御尽力で常

時携帯制度をぜひ外していただきたいとお願い申しあげます。

○大口委員 戰前、疎開で例えれば韓国に戻られ

た、ただ一九四五の九月の二日に戻つてこれな

かった方は、同じような歴史的経緯があるにもか

かわらず、一九四五九年九月二日に日本にいなかつ

たということで特別永住者と認められない、こう

いうこともあるわけですね。

ですから、要するに、特別永住者、そしてまた

一般永住の中でも、いろいろな類型があるという

ことも、本当に今しつかり議論していかなきや

ならないな、こう思ふ次第でございます。

そういう中で、みなし再入国許可制度、特別永

住者の方は二年以内であればこれは再入国許可を

得ないで行つたり来たりできる、これも昨年、当

時は鳩山法務大臣の方に要望させていただいたわ

けでありますけれども、今回これが入つたという

ことは、私は評価できるのではないかなどと思

ますし、また、この再入国の許可の有効期間も、

一般では三年から五年、それから特別永住の場合

は四年から六年、さらに海外で一年更新できる、

こういうことになつたわけあります。

そういう点では、この点につきましても私ども

の要望を組み入れていただきたいのではないかと

思いますが、この点の評価について、徐参考人が

お伺いしたいと思います。

○徐参考人 実は、常時携帯と相まって再入国許

可制度の適用除外は、私ども、長年お願いしてき

ました。(二年前に法務省に参りました) 実は、韓

国やアメリカでもこのようにやっておりますよ、

ぜひこれは是正してくださいといふことをお願い

しましたし、昨年は大口先生また神崎先生の御尽

力によりまして、当時鳩山大臣に時間をかけてお

目にかかりまして、私ども、非常にお願い申し上

げました。大臣も非常にその意を酌んでいただ

けですが、そのことにつきまして、我々も、その

団体監理型については今回、入管法で三年を五

年になりました。二年前に法務省に参りました

で、非常に前進したというふうに高く評価してお

ります。

できましたら、もう再入国許可制度は一定の永

住資格を持っている者に対するは、なぜかとい

ますと、日本に生活の本拠地があるわけですか

ら、日本に戻つてこざるを得ないんですね。そ

う者たちに対するは、もう再入国許可制度自体

からの適用除外をお願いしたいと思うんですが、

いずれにしましても、今回の措置は大きく前進し

たということです、高く評価しております。

○大口委員 それでは、鳥井参考人にお伺いをし

たいと思います。

今、日本は働くために入国するということで

は、高度人材といいますか、専門的、技術的な分

野の方が入つてこられます。それから、研修・技

能実習制度という形で入つてこられます。それか

ら日系人が入つてこられます。研修・技能実習

は、実態としては単純労働者を獲得するための形

になつてゐる。それから、日系の方も、本当

は、受け入れる以上は教育もあるいは社会保障も

含めてしつかりとインフラを整備して受けなきや

いきないのに、それが整備されていないので、こ

ういう経済的な危機になると、そういうところに

しわ寄せが来るということです。これは本当に国と

しても反省しなきやいけないことであると私も思

いますし、また企業もここは認識しなきやいけな

いことだと思うんです。

そういう中で、この研修、そして技能実習につ

きまして、団体監理型、ここが本当にいろいろ

と、参考人もいろいろなことで書いておられます

けれども、大変な問題である、こう思つておるわ

けですが、そのことにつきまして、我々も、その

団体監理型については今回、入管法で三年を五

年になりました。二年前に法務省に参りました

で、非常に前進したというふうに高く評価してお

ります。

○鳥井参考人 御指摘のある点については、確

かに入管法改正案の中にそれらについての罰則規定

を強化しているという点はあるかと思います。し

かしながら、残念ながら、この団体監理型というのは非常に巧妙な手だてをとつておるわけですね。ですから、例えば受け入れ停止になつても、全く違う名前で新たに始めておつたり、違う名前でやるというようなことを行っておるわけです。ですから、基本的には、この団体監理型といふのをやめてしまうといいますか、技能実習制度をやめない限りはこの問題は解決しない。先ほど、現に技能実習制度、研修生、技能実習生を受け入れている企業ははどうするのかということですが、けれども、私は、その企業に対する産業政策として労働者を受け入れる政策を早急にやらなければならぬと思います。個々の中小零細企業の経営者にそのことを負わすのは、余りにも酷だというふうに考えているわけですね。

ですから、今回の改正案に対する評価と言われますと、非常に厳しいことを言わざるを得ないというふうになるかと思います。

○大口委員 そういうこともあって、緊急避難的に労働関係法令を適用するという形にさせていただいたり、そして、この技能実習という形での資格という形にさせていただいておるわけでして、これからしっかりとこれは議論してまいりたい、こういうふうに思つておる次第でございます。

参考人の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

○山本委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社民党的保坂展人です。

鳥井参考人にお聞きしたいんですが、私は四年前に、岐阜県のある工場で中国人の女性たちが大変な目に遭つてゐる、帰国直前で未払いの賃金を出しなさいという要望をしたら、強制的に出国させられるような身の危険を感じた、こういう場面で会つてまいりました。

真冬で雪が降つてゐる日でしたけれども、暖房器具もない。彼女たちは、ペットボトルにお湯を入れて抱きながら身の上話をしてくれた。しかし、彼女たちは結構中国の、もともとお子さんがないたり御家庭があるんですが、かなりしつかり

働いて家を建てて、研修制度という、日本というこの大きな先進的な国で研修するんだということに大変夢を抱いて来たら、全く雲泥の差どころか奴隸工場だった、こういう思いを抱いて、まあ、これは具体的に言うとどういうことなんですか。彼女たちはその賃金が払われたというふうに聞いていますけれども、鳥井参考人がおっしゃった中で、制度が社長を邪悪な欲望に変身する云々と。これは具体的に言うとどういうことなんですか。ちょっとと具体的な話をひとつお願ひします。

○鳥井参考人 私は、たくさんの研修生、技能実習生を受け入れている企業の社長さん、あるいは農家の方々とお会いしているわけです。この方々、皆さんいい方です。それは皆さん少しイメージしていただければ結構だと思いますけれども、零細企業の製造業で頑張っている社長さんです。あるいは農業を一生懸命守ろうとして頑張つておられる方々なんですね。の中にそんな悪い方がいらっしゃるわけがないんですね。中にはどうしようもない方もいらっしゃいますけれども、しかしながら、それは本当にごく一部です。ほんどいい社長さんなんですね。

研修生を受け入れますと、大体一年目までは、一年目といいますのは、初めて研修生を受け入れるといった場合、一年目はすごくいい、親切に優しくされるんですね。ところが、この制度上、個別の労働契約とは別個に、送り出し機関と受け入れ機関の間で、本人の意思とは関係ないところで契約があるって、いろいろな名目でお金をピンはねしている。そこで、彼女たちは、あるいは彼たちは、日本に来るために事前に借金をして来ているわけですから、口答えをすると、あるいは逆らうと強制帰国という道があるということをみんな聞かされているわけですね。

その優しい社長さんたちが、ちょっとした冗談のつもりで、権利主張といいますか意見を言った研修生、技能実習生に対して、じゃ、帰らせるぞ、あるいは警察呼ぶぞなんて言うと、びくっとしちゃうわけですね。そのびくっとしている姿を見て、これはいけるかなということで、大きき力

関係が変わっていくわけです。この社長さんた
ち、あるいは農家の方たちが思い違いをしてしま
うといいますか、ある意味では戦争下における人
が変わってしまうというのと同じような、制度が
人を変えてしまう、力関係が人を変えてしまうと
いう非常に恐ろしいことが起きてるわけです。
これはレアケースじやないのか、一部の悪いと
ころを挙げているんじやないかという御指摘があ
るんですけども、これは全くレアではありません
。レアであれば、私どももすぐに解決するはず
なんですね。しかしながら、ほとんどがこういう
ケースが多い。

残念ながら、労働者として、今御指摘があつた
寮の問題なんかについては、寮が必ずしもひどい
ところばかりではありません。寮としては、住ま
いとしては整っている場所もあります。しかしな
がら、そこにおいても研修というものは存在してい
ないんですね。労働者として最低賃金はクリアし
ておつても、研修制度ということで、あるいは技
能実習制度ということで、そこで技能を技術移転
するということで行われているわけではあります
んし、それは、労働者の側も、あるいは使用者の
側も、全くそういう認識はない。かえってそのこ
とを言われると、なぜそんな困ったことを言うん
だというような認識なわけです。

この社長さんたち、いい社長さんたちがいつで
もいい社長さんたちであるように、あるいは農業
を頑張っている農家の人たちが農業を頑張ってい
けるような、そういう受け入れ方というものの、あ
るいは労働の支え方といいますか、働き方の支え
方というものを考えていかないと、大変なことに
なつてしまふのではないかなどというふうに思つて
おります。

○保坂委員 六年ほど前に、高松の造船所で働い
ているフィリピン人の実習生、研修生たちが、そ
の賃金、パスポートも全部取り上げて、残業代も
払わずに、労基署から警告を受けて、そして操業
停止になつたということで、それは指導が入つた
ということでおよかつたんですが、そのフィリピン

人の実習生、研修生たちが、いわば研修先を失つたわけですね。結果、高松入管では退去強制手続に入るというとんでもない動きがあつて、当時、森山法務大臣が、これは被害者だということで、何とかそのときには別の受け入れ先を見つけて、継続をしてもらつたということがありました。

ただ、今日、これだけの不況ですので、受け入れ先が倒産をしていくケースというのは結構あるというふうに聞いています。受け入れ先が実習中、研修中に倒産をしてしまって、倒産をしてしまうと、次のところを見つければいいわけなんですが、なかなか見つからない、そうすると、ではどうやって食つていけばいいんだと。アルバイトなりなんなりすれば、これは不法就労になってしまふ。ではどうすればいいんだと。答えが出ていないよう思うんですね。この点、いかがですか。

○鳥井参考人 とりわけ昨年の末から、途中帰国というの非常にふえているわけですね。一月で三けた台になつてゐるわけです。

これは、国の制度で研修・技能実習として受け入れているんですから、一人としても実は途中帰国というのがあつてはならないことなんですね。しかも、この理由が、本人に理由があるのではなくて、企業が受け入れていく経済的な余裕がなくなつてしまつた、こういうことです。あるいは倒産ですね。では、なぜそのような企業がそもそも受け入れていたのかとということになるわけですね。事実、もう帰つてしまいましたけれども。理由は明確でして、実習生は労働者ですので助成金があるわけですね。雇用調整ということで助成金がある。しかし、研修生には助成金がない。だから帰つてしまふ。これでは研修制度といふうには言えないわけです。

現に今、困つている研修生、技能実習生がたくさんおります。この研修生、技能実習生を救済するの、実はJ-ITCや国でしかないわけです。この点、ぜひとも救済をしていただきたいな

というふうに思つております。

○保坂委員 今、フィリピンの実習生、研修生たちが何とか研修途上で強制送還されることはなかつたという話をしましたが、フィリピンには造船所はないというふうに実はそのとき聞いたんですね。そうすると、この研修、実習というのは何なんだろうかと。

そこで、もう一問聞きますが、一年以内の技能実習の場合は職種の制限がかかるなくなっているという、これはどういうことになりますか、鳥井参考人。

技能実習を一年目から始めるというのではなく、そもそも研修と技能実習という関係、一体いかなる関係だったのかということになるわけです。だから、この職種限定がなくなりますと、私はこれまでいろいろな場で訴えてまいりましたけれども、これまでも研修ということで、繰り返し一年ごとに入れかえて単純労働を実際はやらせておつたわけですね。これが堂々と技能実習だからいいんだということになつてまいりますから、このこととの議論というのはなし崩し的に行うものではなくて、しつかりとした議論が必要ではないかといふふうに思ひます。

○保坂委員 続いて、徐参考人にお願いしたいんです
ですが、先ほど来、當時携帯義務について、私も
九九年の附帯決議のときにこの委員会におりまし
たので、以来変わっていない、また今回の法案に
も残念ながらそのことはついているだけではなく
て、入管にそのカードをとりに行つたりと、新た
な負担の問題もあるということを重々受けとめ
て、そういつた九九年にうたつたようなことをま
た附帯決議を同じように出すということが絶対な
いようにしたいと思います。

その上で、おつしやつた意見の中で、今回、

いわば学校だとか職場だとかいうところが罰則つきで情報を出さなければいけないということが原因になつて、新たな例えは就学差別や就職差別や、あるいは子供に対する差別というのが助長される懸念があるとおっしゃいました。その点をもう一つお願ひしたいと思います。

○徐参考人　これは我々は非常に懸念しております。というのは、日本の国民の方々が、また雇い主の方々、いろいろな団体の方々が、外国人がどういう存在であるかということをよくつかんでいない方々が非常に多いんですね。ですから、単に外国人というだけでこれはダメだと、これは負担があるとか、これこれの報告義務があるからと、これは非常に面倒くさくなるんですね。これは明らかに我々は、具体化していく中で、就職差別、就学差別、新たな差別を生むことになるんじゃないのかと非常に懸念しているんです。

子供たちはそのことをよくわからず、なぜと非常にジレンマに陥ったり、傷ついたりする。彼らは、日本で生まれた外国人、今非常に多いわけですね。単に国籍が異なるだけで、そして單に外国人としてくられる。これは、その本人たち、当事者にとって非常に傷をつけるということです。

ですから、そういうことで、やはり外国人の立場にもうちょっと立つて、きめの細かい、そういった、後でその本人たちにマイナスにならないようにはきつと手当をしないと、僕は、これら国際国家日本の役割等々を考えるときに、これはマイナスになつていくのではないかというふうに懸念をしております。

○保坂委員 次に、市川参考人に。

会長声明の中にもありましたし、そして御意見の中にもあつたんですけど、在留カードの番号、これがいわばマスターキーになつて、さまざまな情報がマッチングされるおそれがあるということを私は午前中の質問で取り上げたんですね。

実は、今回の法改正の前の段階で、あるベンダー企業が法務省入管局の受注に応じて、いわば

入国管理システムの情報データベースをどうやつて構築していくのかと工程表を書いているんです。実はそこは明確に、統合すると書いてあるんですね、入国管理のバイオメトリックス、生体情報も、今回のカードも。

ド番号をマスターキーにして、そのマスターキーの方の情報を全部ごつそりと集めてみると、一つの人物像、預金入金履歴、あるいは交友関係であるとか、それは日本人も含めての交友関係だと思いますけれども、そういういたものの全体像がいつの間にかつくられてしまう。

それが正確なものであればいいですけれども、情報が偏ったものであれば、偏った情報になつてしまふ。それを知られている、見られている側はどういう像をつくられているかというのが全くわからない状態でどんどん管理が進んでいくということは、やはりどこかで歯どめをして、本当に必要なものを管理に使っていく。余計なものを

は収集したり統合したりしていかない。
第三者との、ほかの官庁との間でも、行政機関
の情報保護法、これだけではなくて、より個別の
手当てとして、どういう形で具体的な提供の必要
性を認識していくのか、こういった手当ては今後
必要になってくるんじゃないかなというふうに思
います。

○保坂委員 清水参考人に伺いたいんですが、これまで情報の把握がばらばらであった、これを統合するということによつて双方に利便性が増すんだという面はあるかと思います。

ただ、今ちょっとやりとりをしてきたように、外国人、あるいは日本人もそうですねけれども、あらゆる人間にはプライバシーというのがございますね。必要最低限の情報がやりとりされるだけでなくて、自分の知らないところの情報というものが、例えば在留カード、これに全部入るとは限

ングされて、いわば管理が行われるということ
で、外国人のプライバシーを侵害する心配がある
んじやないかと私は懸念をしているわけですが、
自治体の長として、大変外国人の方が多い町で行
政をされている立場として、いかがでしょか。
○清水参考人 私の町は、今のプライバシーの問
題等々について、ISOで管理しているんですけど

れども、ISOの27001番という、特に情報の管理システムを導入しております。今お話をあらわすように、必要外の情報が我々の手元からどこかに飛び出していくことなどはやらないといふことがISOの中でやられていますので、内部管理でなくて、我々はやはり外部管理中の情報の管理をやつていて、非常に今の心配されていることは、私どもではないとうに思います。

また、我々住基カードを持つていますね。先生は持っているか持っていないかわかりませんけれども、住基カードを我々日本人は持っている。この住基カードを中心にして、私たちは、心配された、過去にいろいろな議論がありましたけれども、そういう支障も何らなかつた。また、問題も起つてない。最小限度の情報の管理で在留管理制度というのをやつしていくことは、やはり必要なことであると私は思つております。

ですから、いわゆる、今の、だあつとネットして何でもかんでも全部わかるようなそういうシステムは、これはもちろんISOにはありませんし、あつてはならない。でも、そんなに何でも心配する必要はないというふうに思います。

○保坂委員 私は、心配しているというだけではなくて、実際に法務省の発注された工程表を見ると、そういうふうに書いてあるんですね。これは、本来はこういった委員会に提出をされて議論すべきものなんですが、実は、コンピューター技術、大変な量の情報をさばかなければいけないのでも、こういうことを、こういう技術がありますよ、こういうフレームでいきましょうということを法案に即して提案をされているわけなんです。それで申し上げたということをちょっとつけ加えさせていただいて、私の質疑を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○山本委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考の方々には、貴重な御意見をお述べいた

だき、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

次回は、公報をもってお知らせすることとして、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十二分散会

平成二十一年五月十九日印刷

平成二十一年五月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C